

小山町
災害廃棄物処理計画書

平成29年3月

静岡県小山町

目次

第 1 章 基本的事項	1
第 1 節 計画作成の背景及び目的	1
第 2 節 計画の位置付け	2
第 3 節 計画対象区域	3
第 4 節 対象廃棄物	4
第 5 節 本町及び町民・事業者の役割	5
1. 本町の役割	5
2. 町民及び事業者の役割	5
第 6 節 災害廃棄物処理の基本方針	8
第 7 節 想定される災害	9
1. 想定地震	9
2. 想定風水害	10
第 8 節 災害廃棄物等処理の基本的な流れ	12
1. 処理業務全体タイムスケジュール	12
2. 時期別応急対応	14
第 2 章 組織体制及び協力・支援体制等	20
第 1 節 災害発生時の組織体制及び業務内容	20
第 2 節 職員の安全・健康	22
第 3 節 情報収集・連絡	22
第 4 節 協力・支援体制	23
1. 自衛隊・消防・警察との連携	23
2. 地方公共団体との連携	23
3. 広域行政事務組合との連携	24
4. 民間事業者等との連携	24
5. ボランティアへの支援要請	24
第 5 節 職員への教育訓練	26
1. 初心者研修(新規着任者向け)	26
2. 継続研修	26
第 3 章 災害廃棄物処理	27

第 1 節 一般廃棄物処理施設の耐震化	27
1. 一般廃棄物処理施設の現況	27
2. 一般廃棄物処理施設の災害対策	28
第 2 節 一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備	29
1. 発災時の点検	29
2. 施設被災時の応急対策	29
3. 輪番停電時体制の整備	29
第 3 節 避難所における仮設トイレの設置	30
第 4 節 発災時におけるし尿処理	33
第 5 節 災害廃棄物処理	36
1. 発生量・処理可能量	36
2. 処理スケジュール	39
3. 処理フロー	40
4. 収集運搬	40
5. 仮置場	41
6. 環境対策、モニタリング	47
7. 仮設焼却炉等	49
8. 損壊家屋等の解体・撤去	51
9. 分別・処理・再資源化	54
10. 最終処分	57
11. 広域的な処理・処分	57
12. 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策	57
13. 思い出の品等	64
14. 災害廃棄物処理実行計画の作成、見直し	65
1. 各種相談窓口の設置等	66
2. 町民等への啓発・広報	66

第 1 章 基本的事項

第 1 節 計画作成の背景及び目的

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災、平成 23 年に発生した東日本大震災による災害、平成 27 年に発生した常総市における鬼怒川の氾濫、さらに平成 28 年に発生した熊本地震などでは、被害が広い範囲に及び、ライフラインや交通の途絶などの社会に与える影響が大きく、また廃棄物も大量に発生しました。

そのため、国では、東日本大震災、阪神・淡路大震災を始めとする災害等を受け、災害廃棄物対策指針の改定を行う等、災害廃棄物の処理に対する検討を進めており、各自治体においても、被害が発生してからではなく、防災的観点から事前に可能な限り対策を講じておくことが重要となります。

「静岡県災害廃棄物処理計画」（以下、「県計画」という）では、国の災害廃棄物対策指針に基づき、県内の市町が被災市町になることを想定し、災害予防、災害応急対策、復旧・復興等に必要となる事項とともに、支援側となった場合に想定される事項も合わせ、計画としてとりまとめたところです。

「小山町災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という）は、県計画を踏まえ、国の災害廃棄物対策指針等を参考として、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的としてとりまとめたものです。

なお、小山町の地域防災計画や被害想定が見直された場合、防災訓練等を通じて内容の変更が必要と判断した場合など、状況の変化に合わせ、追加・修正を行っていくこととします。



写真：小山町 HP より引用

第 2 節 計画の位置付け

本計画の位置づけは以下のとおりで小山町地域防災計画の下に位置付けられます。

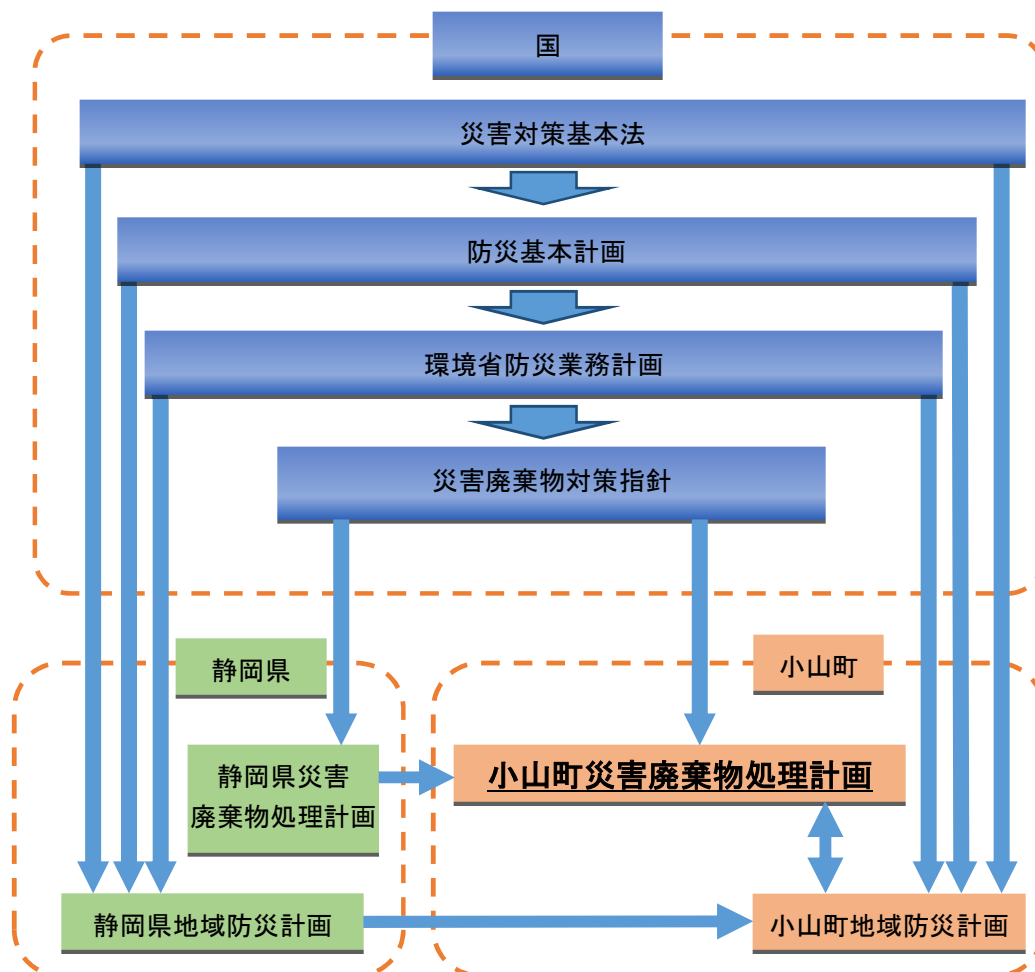


図 1-1 本計画の位置づけ

参考：災害廃棄物対策指針（環境省、平成 26 年 3 月）

第 3 節 計画対象区域

本町行政区域内全域とします。

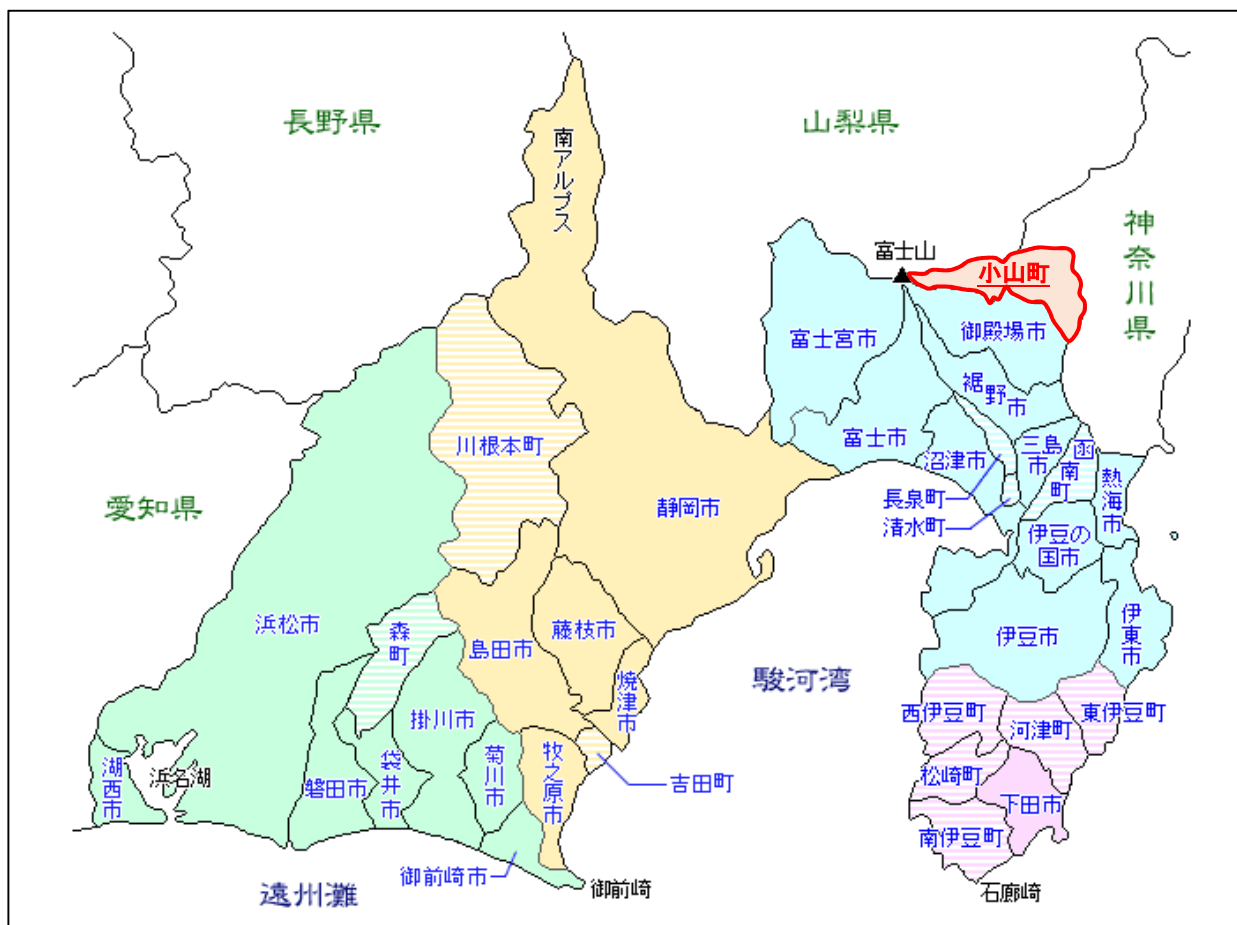


図 1-2 小山町位置図

図面：静岡県 HP より引用作成

【小山町概要】

位置：東経 138 度 59 分 14 秒 北緯 35 度 21 分 36 秒

面積：135.74 km² 広ぼう：東西 26.04km 南北 13.33km

人口：19,134 人（男 9,911 人・女 9,223 人） 世帯数：7,600 世帯（2017 年 2 月 1 日現在）

年間降水量：2150mm（2012～2015 年の 4 年間平均）

月平均気温：13.59℃（2012～2015 年の 4 年間平均）

：日最高 36.2℃（2013 年 8 月）・日最低-7.9℃（2012 年 2 月・2015 年 1 月）

本町は静岡県の北東端に位置し、東を神奈川県に、北西を山梨県に接している県境の町です。北西端は富士山頂まで達しており、富士山を頂点とした富士外輪状の三国山系と、北東方は丹沢山地、東南方は箱根外輪山・足柄山嶺にとり囲まれた東西に長く伸びた町です。

出典：小山町 HP より引用作成

第 4 節 対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物を表 1-1 のとおりとします。廃棄物は、災害により発生する災害廃棄物と一般家庭から発生する生活ごみ、し尿に分かれます。

なお、一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分だけでなく、二次災害の防止や、作業の一貫性と迅速性の観点から個人及び中小企業の損壊家屋・事務所等の解体等により発生した災害廃棄物も含みます。

表 1-1 対象とする廃棄物

種類	内容	特性			
		再利用可能性	減量可能性	有害性危険性	処理困難性
災害によって発生する廃棄物	木くず	○	○		
	コンクリートがら等	○			
	金属くず	○			
	可燃物		○		
	不燃物	○	○		
	腐敗性廃棄物		○		○
	廃家電	○	○	○	
	廃自動車等	○	○	○	
	有害廃棄物			○	○
	その他、適正処理が困難な廃棄物		○	○	○
生活ごみ	生活ごみ	○	○		
	避難所ごみ	○	○		
し尿	し尿		○		

備考：災害廃棄物対策指針に基づき作成

第 5 節 本町及び町民・事業者の役割

1. 本町の役割

平常時より、町民や事業者に対し、ごみの減量や資源化に関して啓発するとともに、発災時の対応や業務について検討する必要があります。

本町の役割は次のとおりです。

- ・ 発災時における庁舎内の連絡体制及び救護衛生部の連絡体制を構築すること。
- ・ 仮設トイレやその管理に必要な物品の調達元を把握すること。
- ・ 近隣市町や廃棄物処理業者等との連携体制を構築すること。
- ・ 災害廃棄物の発生量を迅速かつ的確に把握し、処理及び処分方法及びスケジュール等を含めた実行計画を作成すること。
- ・ 災害廃棄物の仮置場の候補地を選定するとともに設置、維持管理を行うこと。
- ・ 発災時の被災建物等の解体・撤去、ごみの収集・運搬、ごみ処理体制等を構築すること。
- ・ 発災時でのボランティア活動が円滑にできるような体制を構築すること。
- ・ 町民、事業者及び関係団体等に対し発災時の廃棄物処理について啓発を行うこと。

2. 町民及び事業者の役割

1) 町民の役割

平常時、町民は、ごみの減量や資源化に努め、本町が定めた分別区分に従いごみを排出する必要があります。

町民の役割は次のとおりです。

- ・ ごみ排出量の削減に努めること。
- ・ ごみの分別に協力すること。
- ・ ごみとして排出する前に資源化すること。
- ・ 平常時より、分別の徹底を行い、災害時にも同様の分別が行えるようにする。また、携帯トイレの備蓄に備える。
- ・ 災害時には、ごみの分別に努め、ルールを守るとともに生活ごみの排出方法、建築物の解体に伴うがれき等の排出方法や処理方法について、本町の方針に従って廃棄物の円滑な処理に協力すること。

2) 事業者の役割

事業者は、ごみの減量や資源化に努め、本町が定めた分別区分に従いごみを排出する必要があります。

事業者の役割は次のとおりです。

- ・ ごみ排出量の削減に努めること。
- ・ ごみの分別に協力すること。
- ・ ごみとして排出する前に資源化すること。

- ・優れたリサイクル技術を採用すること。
- ・リサイクルルートを構築すること。
- ・本町の協力要請があった場合は協力すること。
- ・平常時より、分別の徹底を行い、災害時にも同様の分別が行えるようにすること。
- ・災害時には、ごみの分別に努め、ルールを守るとともに生活ごみの排出方法、建築物の解体に伴うがれき等の排出方法や処理方法について、本町の方針に従って廃棄物の円滑な処理に協力すること。
- ・災害時における本町からの廃棄物処理の連絡・広報に協力すること。
- ・本町で処理できない災害廃棄物は、事業者が自己責任で処理を行い、適切な分別、再利用・再資源化に努めること。

3) 関係団体の役割（協力・支援体制）

県計画の被災時における外部との協力体制は、広域的な相互協力を視野に入れた体制としています。（図 1-3 参照）

県域を越えた広域体制については、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」並びに中部圏、関東圏の個別協定等に基づき、県が具体的な協力要請を行うこととされています。

さらに、県において、「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定」、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「災害時における応急対策業務に関する協定」により、し尿等収集運搬事業者団体、廃棄物事業者団体や建設事業者団体等との協力体制が円滑に機能するように、訓練等を通じた連絡体制の確認を継続して行うとされています。

そこで、本町では、県に被災状況を報告するとともに、県から情報収集、指導・助言を受けながら、自衛隊や警察、消防、周辺の地方公共団体及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の連絡体制・相互協力体制の構築を図ります。また、関係団体（一般廃棄物処理業許可事業者、建物解体事業者等）とは、災害廃棄物処理に関する協定を締結することを検討します。

災害協定の内容（例）は以下のとおりです。

本町が被災した場合に関係団体に協力を要請する事項（例）

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事業

その他の取り決め事項

- (1) 情報提供
- (2) 実施報告
- (3) 災害補償
- (4) 連絡窓口
- (5) その他

これら協定書を締結しない場合、発災時に必要な情報や行動等を具体化することができず、発災時にうまく機能しない等の協力体制が形骸化する恐れがあります。

関係団体の役割は次のとおりです。

- ・ 平常時より災害時に備え、本町の災害廃棄物の方針や施策に協力すること。
- ・ 災害時の生活ごみの排出方法、解体物の解体に伴うがれき等の排出方法等について、廃棄物の円滑な処理に協力すること。
- ・ 仮置場等の運営管理や災害廃棄物処理に協力すること。

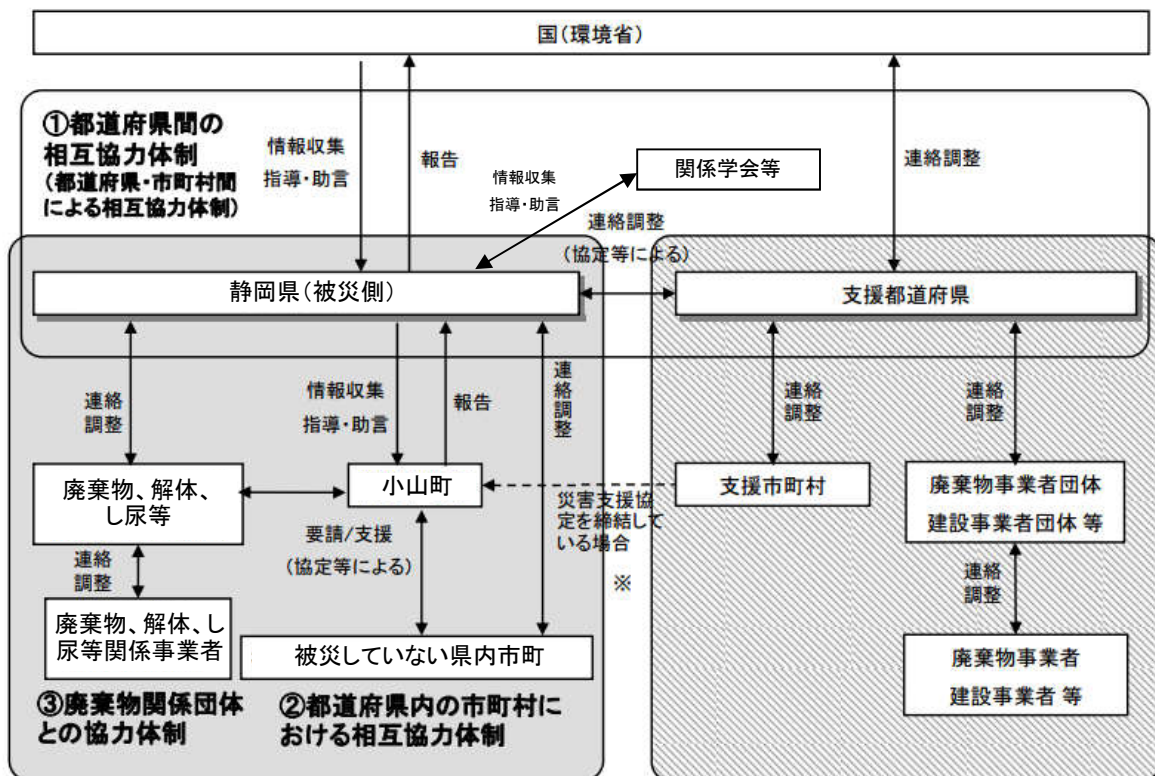


図 1-3 県内及び県外との協力・支援体制

出典：災害廃棄物対策指針を一部修正して引用

第 6 節 災害廃棄物処理の基本方針

本計画の基本方針を表 1-2 のとおりとします。

表 1-2 基本方針

基 本 方 針	内 容
① 衛生的な処理	・発災時は、被災者の一時避難や上下水道の断絶等の被害が想定される。その際に発生する家庭ごみやし尿については、公衆衛生の確保を最重要事項として対応する。
② 迅速な処理	・公衆衛生の確保、地域復興の観点から、災害廃棄物の処理は時々刻々変化する状況に対応できるよう迅速な処理を行う。 ・発災から概ね3年間で処理を終えることとする。
③ 計画的な処理	・発災による道路の寸断、一時的に大量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場を適正に配置し集積する。集積した災害廃棄物は計画的に処理施設に搬入し処理する。 ・災害廃棄物の処理は、静岡県や近隣市町と連携して行う。 ・災害廃棄物の処理の収束から、平常の清掃業務に移行する時期等についても十分に考慮する。
④ 環境に配慮した処理	・災害廃棄物処理を行う際は、十分に環境に配慮する。特に不法投棄及び野焼きの防止には十分注意を払う。
⑤ リサイクルの推進	・災害廃棄物分別収集において、現状の分別区分に合った収集を実施し、リサイクルを推進する。
⑥ 安全な作業の確保	・発災時の清掃業務は、通常と異なり、発生量やごみの組成、危険物の混入等が考えられることから作業の安全性を確保するよう努める。

第 7 節 想定される災害

本計画の想定地震及び想定風水害を以下のように定めます。

1. 想定地震

小山町地域防災計画より、本計画の想定地震を最大の被害の発生する「相模トラフ沿いで発生するレベル 1 及びレベル 2 の地震」の 2 つの規模とし、予想規模をマグニチュード 8.2 及び 8.5 ないし 8.7 とします。また、発生の時期や時間帯は、最大の被害の発生する冬の夕方と想定します。

表 1-3 想定地震（レベル 1）

項 目	内 容	
想定地震	相模トラフ沿いで発生するレベル 1 の地震	
予想規模	マグニチュード 8.2	
全壊棟数	本町全体	約 1,700 棟
	うち揺れによるもの	約 1,700 棟
	うち液状化によるもの	わずか

出典：小山町地域防災計画（平成 28 年 3 月）
小数点以下四捨五入のため各項目の合計が合わない場合がある。

表 1-4 想定地震（レベル 2）

項 目	内 容	
想定地震	相模トラフ沿いで発生するレベル 2 の地震	
予想規模	マグニチュード 8.5 ないし 8.7	
全壊棟数	本町全体	約 2,400 棟
	うち揺れによるもの	約 2,400 棟
	うち液状化によるもの	わずか

出典：小山町地域防災計画（平成 28 年 3 月）
小数点以下四捨五入のため各項目の合計が合わない場合がある。

【参考】地域防災計画より抜粋

2 地震

被害を及ぼす地震については駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震、相模トラフ沿いで発生する地震が最も恐ろしく警戒が必要である。また、想定対象地震については、以下の表における各地震が予想される。

区分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1の地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 (マグニチュード8.0～8.7)	大正型関東地震 (マグニチュード8.2) 【今度30年以内の地震の発生確率： ほぼ0～5%】
レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9程度)	元禄型関東地震 (マグニチュード8.5) 相模トラフ沿い最大クラスの地震 (マグニチュード8.7) 【今度30年以内の地震の発生確率： ほぼ0%】

※1 レベル1の地震・津波

発生頻度が比較的高く(相模トラフでは約200～400年に1回)、
発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波

※2 レベル2の地震・津波

発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

2. 想定風水害 水害

町内の主要河川は演習場内調節池の整備等が進んだため、大河川における水害の危険は次第に少なくなっており、被害は、むしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にあります。

しかし、災害はあくまで予期されない事態によって起こるものであり、中小河川にあっても災害発生の要素をもっており、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想されます。

季節的には4～5月は低気圧の通過に伴い、豪雨となることがあり、6～7月は梅雨前線活動の活発化により、大雨や局地的豪雨に見舞われることが想定されます。また8～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがあります。

本計画では、過去の風水害の記録から建物の被害状況が大きかった、昭和47年7月12日の集中豪雨を想定します。

・ 住宅全壊	29 戸
・ 流出	4 棟
・ 非住家全半壊	18 戸
・ 床上浸水	210 戸
・ 建物被害合計	261 戸
・ り災者数	1,713 名

表 1-5 本町の過去の主な風水害

災害発生日	種 別	概 要
昭和23年9月16日	アイオン台風	河川、橋梁に大きな被害
昭和34年8月14日	台風7号	河川、農耕地に被害
昭和41年9月24日～25日	台風24号、26号	台風24号と26号が日本列島を縦断 家屋の倒壊15戸、床下浸水17戸、田畑の流出33箇所
昭和43年7月3日	集中豪雨	足柄小学校運動場が崩壊
昭和47年7月12日	集中豪雨	静岡県東部に集中豪雨、12時間に359ミリの雨量を記録 死者2名、災害出動中の消防団員1名行方不明、負傷者8名 住宅全壊29戸、流出4棟、非住家全半壊18戸、床上浸水210戸、り災世帯250世帯、り災者数1,713名
昭和54年10月19日	台風20号	総雨量237ミリ 3時間に191ミリ 死者1名、住宅全壊5戸、半壊2戸、一部損壊3戸、非住家全壊4戸、半壊3戸、流出3戸、一部損壊1戸、床上浸水33戸、床下浸水129戸、災害救助法適用
昭和57年8月1日	台風10号	住家全壊2戸、半壊3戸、一部損壊35戸、床上浸水7戸、床下浸水84戸、総雨量570ミリ
平成22年9月8日	台風9号	野沢川の氾濫により、下野沢橋は落橋し、六合橋付近の護岸決壊。また須川の氾濫により、養鯉場などが破壊された。また柳島地区の町道足柄三保線が崩落し、孤立集落が発生するなど甚大な被害を受けた。 住宅全壊7戸、大規模半壊7戸、半壊24戸、床上浸水16戸、床下浸水98戸、山崩れ85箇所、河川被害26箇所、水路被害32箇所 道路崩壊36箇所、林道崩壊37箇所、農地被害128箇所、農業施設被害25箇所。 10時に時間雨量110ミリを記録その後も猛烈な雨が降り続き、16時には120ミリの記録的な大雨が観測された。

第 8 節 災害廃棄物等処理の基本的な流れ

1. 処理業務全体タイムスケジュール

発災前後の各段階における主な業務内容を表 1-6 に示します。

表 1-6 災害廃棄物処理業務に関するタイムスケジュール

時期	平常時
本町の事務	(1) 広報・調整 ・ 収運業者との情報交換 ・ 関係各課との情報交換 ・ 事前の住民広報（マニュアルの作成、仮置場候補地、レイアウト、広報文雛形） (2) 人員・資機材の確保 ・ 関係者リスト及び連絡網の作成（収運業者、処理業者、重機保有台数） ・ 資機材の確保（看板、電力、水、燃料、食料、薬剤） ・ 組織体制の整備、配置計画 ・ ボランティア募集方法 ・ 施設の耐震化 ・ 人材育成、訓練 (3) 情報収集・分析 ・ 仮置場候補地の選定・確保及び想定レイアウト・ルートの確認 ・ 過去処理例の確認 ・ 民間業者の処理能力の確認 ・ 地区家屋数の確認 (4) 予算・契約 ・ 補助金事務の確認 ・ 処理費用の想定 ・ 財政部局との事前調整、予備費の確保 ・ 関係団体との協定締結（収運業者、処理業者、リサイクル業者、土地所有者、他市町） (5) その他 ・ 処理計画、施設 BCP の策定 ・ マニュアルの整備（初動体制、発生量推計、仮置場運営）



時期	応急対応時		
	発災直後～3 日後	～2 週間	～1 か月
本町の事務	(1) 仮設トイレの設置 ・必要基数の確保 (2) し尿の収集・運搬 ・受入れ施設の確保 (3) ごみ処理施設の被害状況把握 (4) 自衛隊等との連携 (5) 道路上の災害廃棄物の撤去 (6) 有害物・危険物の把握 (7) 相談窓口の設置 (8) 住民への広報	(1) 災害廃棄物発生量・処理可能量の推計 (2) 収集運搬体制の確保 (3) 仮置場の確保 ・必要面積の算定・候補地の選定・受入交渉 (4) 倒壊の危険性のある建物の撤去 (5) 有害物・危険物の撤去 (6) 廃棄物処理施設の補修及び稼働 (7) 避難所ごみ等生活ごみの処理 (8) 腐敗性廃棄物の優先処理 (9) 仮設トイレの管理	(1) 仮置場の設置・運営 (2) 仮設焼却炉等の検討 (3) 国の策定する「災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を基に「小山町災害廃棄物処理実行計画」の作成 (4) 民間処理業者に処理業務を委託 (5) 被災状況が甚大で、本町単独での処理が困難な場合、静岡県に事務委託 (6) 補助金の手続き



時期	復旧・復興時	
	～3 年	
本町の事務	(1) 処理フローと処理スケジュール (2) 収集運搬の実施 (3) 仮置場の管理・運営 (4) 環境モニタリングの実施 (5) 被災自動車等 ・移動及び仮置き・所有者確認・処理 (6) 選別・破砕・焼却処理施設の設置 (7) 最終処分受入先の確保 (8) 災害廃棄物処理実行計画	

2. 時期別応急対応

1) 初動期（発災直後～3 日後）

(1) 仮設トイレの設置

避難所における避難者の生活に支障が生じないよう必要な数の仮設トイレ（簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等を含む）を確保し、設置します。設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集・処理を行います。

必要基数の確保は、平常時に備蓄している仮設トイレを優先利用します。不足する場合は、災害支援協定に基づいて、建設事業者団体やレンタル事業者団体等から協力を得ます。（第 3 章第 3 節参照）

(2) し尿の収集・運搬・受入れ施設の確保

し尿の収集・運搬は、発災後に最も急がれる対応の 1 つです。東日本大震災では、市町村が事業者団体と締結している災害協定においては、市町村の要請によりし尿収集すること等を定めており、発災後速やかに自治体から避難所等のし尿や浄化槽汚泥等の収集運搬が要請されました。

発災後、生活圏内の公衆衛生を確保するため、下水道、浄化槽（みなし浄化槽を含む）、汲み取り便槽、し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む）等について、速やかに緊急措置を講じます。（第 3 章第 4 節参照）

被災により下水道施設・し尿処理施設等への移送が困難な場合は、状況に応じて適正に保管、消毒、仮設沈殿池による一次処理、非被災地域及び稼働可能な施設への広域移送等を行います。

(3) ごみ処理施設の被害状況把握

災害廃棄物の迅速で円滑な処理を行う観点から、以下のごみ処理施設の被害状況の把握を行います。

- 自区内の一般廃棄物処理施設（焼却施設、リサイクル施設、最終処分場、し尿処理施設等）の被害状況
- 自区内の産業廃棄物処理施設（焼却施設、リサイクル施設、最終処分場等）の被害状況

(4) 自衛隊等との連携

自衛隊・警察・消防及び所管主体に配慮し、連携して災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去を行う必要があります。特に、初動期での災害廃棄物の撤去、倒壊した建物の解体・撤去は、人命救助の要素も含まれるため丁寧に行う必要があります。

情報の一元化の観点から災害対策本部と調整した上で、自衛隊・警察・消防と連携します。

(5) 道路上の災害廃棄物の撤去

放置車両等により道路が遮断されていることも想定されるため、本町において、自衛隊・警察・消防等に収集運搬ルートを示し、協力が得られる体制を確保します。災害廃棄物等を撤去する際には、石綿や硫酸などの有害物質や危険物質が混在する可能性があるため、本町はその旨を自衛隊・警察・消防等へ伝えるところに安全確保に努めます。

(6) 有害物・危険物の把握

生活環境保全のため、有害物質の保管場所等について PRTR（化学物質排出移動量届出制度）等に基づいて、あらかじめ作成した地図等を基に有害物・危険物の種類と量及び拡散状況を把握します。

(7) 相談窓口の設置

被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理します。

被災者から自動車などの所有物や思い出の品・貴重品に関する問い合わせや発災直後であっても建物解体・撤去や基礎撤去の要望等が寄せられることが考えられます。その他、有害物質（石綿含有建材の使用有無など）の情報や生活環境への要望等が寄せられることも想定されます。

(8) 住民への広報

被災者に対して災害廃棄物に係る広報を行います。

広報は、市町広報誌や新聞、インターネット及び避難所等への掲示などで行い、その内容としては、以下が考えられます。

- ① 災害廃棄物の収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等）
- ② 収集時期及び収集期間
- ③ 住民が持込みできる集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
- ④ 仮置場の場所及び設置状況
- ⑤ ボランティア支援依頼窓口
- ⑥ 市町への問合せ窓口
- ⑦ 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止

また、便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、不法投棄等の状況を踏まえたパトロールの実施や広報の強化地域を設定します。

発災直後は、他の優先情報の周知の阻害、情報過多による混乱を招かないよう考慮しつつ、情報の一元化に努め、必要な情報を発信します。

2) 応急対応（発災～2週間程度）

（1）災害廃棄物発生量・処理可能量の推計

発災後における実行計画の作成、処理体制の整備のため、まず第1に、実際の被害状況を踏まえた災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計します。

災害廃棄物発生量は、県計画等を参考にして、建物の被害棟数や水害の浸水範囲を把握することにより推計します。（第3章第5節第1項参照）

処理可能量は、一般廃棄物処理施設等の被害状況等を踏まえ推計します。

処理しなければならない量（処理見込み量）は、建物所有者の解体意思や全壊・半壊など種別の異なる災害廃棄物の取扱いなどにより変動します。処理を進めていく上で選別・破碎や焼却の各工程における処理見込み量を把握する必要があります。

（2）収集運搬体制の確保

収集運搬体制の整備にあたっては、平常時に検討した内容を参考とします。

災害廃棄物に釘やガラスなどが混入している場合があるため、防護服・安全靴・ゴーグルなど必要な防具を装着します。

火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流出などの可能性があることから、他の廃棄物と混合せずに収集運搬を行います。

廃棄物処理にあたっては、季節によって留意する事項が異なるため、台風等による収集運搬への影響を考慮します。（第3章第5節第4項参照）

（3）仮置場の確保

被害状況を反映した発生量を基に必要面積の見直しを行います。（第3章第5節第5項参照）

仮置場の確保にあたっては、平常時に選定している仮置場を候補地としますが、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直します。

（4）倒壊の危険性のある建物の撤去

通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去します。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行いません。

建物の優先的な解体・撤去については、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定します。所有者の解体意思を確認するため申請方法を被災者へ広報し、解体申請窓口を設置します。解体を受け付けた建物については、図面等で整理を行い、倒壊の危険度や効率的な重機の移動を実現できる順番などを勘案し、解体・撤去の優先順位を決定します。

解体申請受付（建物所有者の解体意思確認）と並行して、解体事業の発注を行います。発災直後は、解体・撤去の対象を倒壊の危険性のある建物に限定します。

解体事業者が決定次第、建設リサイクル法に基づく届出を行った後に、解体・撤去の優先順位を指示し、解体・撤去の着手にあたっては、建物所有者の立会いを求め、解体範囲等の最終確認を行います。

解体・撤去が完了した段階で解体事業者から報告を受け、解体物件ごとに現地立会い（申請者、市町村、解体業者）を行い、履行を確認します。

損壊家屋については、石綿等の有害物質、LP ガスボンベ、ハイブリッド車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意します。

（５）有害物・危険物の撤去

有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行います。人命救助の際には、特に注意を払います。

PCB 等の適正処理が困難な廃棄物は、平常時と同様に排出者事業へ引き渡すなど適切な処理を行います。応急的な対応としては、本町が回収した後にまとめて事業者引き渡すなどの公的な関与による対策を行います。

（６）廃棄物処理施設の補修及び稼働

一般廃棄物処理施設について、被害内容を確認するとともに、安全性の確認を行います。安全性の確認は、平常時に作成した点検手引きに基づき行い、点検の結果、補修が必要な場合は、平常時に検討した補修体制を参考に必要資機材を確保し、補修を行います。

（７）避難所ごみ等生活ごみの処理

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行うことを原則としますが、次の事項を勘案して、避難所ごみの計画的な収集運搬・処理を行います。

- ① 避難所ごみの一時的な保管場所の確保（焼却等の処理前に保管が必要な場合）
- ② 支援市町等からの応援を含めた収集運搬・処理体制の確保

（８）腐敗性廃棄物の優先処理

腐敗性のある水産廃棄物への対応（優先順位）は、表 1-7 のとおりとします。

発生量が多く、腐敗が進むような場合は、緊急的な対応としては、【3】及び【5】が現実的であり、腐敗性のある廃棄物が付着した紙製容器の量が多い場合には、【6】も検討します。

表 1-7 水産廃棄物への対応策の例

最優先	【0】 利用可能な焼却施設や最終処分場まで輸送して処分する。
次善	【1】 腐敗物のみ：なるべく細かく砕いてし尿処理施設等（下水管が沈下して水が流れないので下水道投入は不可）に投入する。 【2】 汚れたがれき類等：川中や池で洗浄する。
緊急時	【3】 石灰（消石灰）を散布する。段ボールを下に敷いて水分を吸収させる。 【4】 ドラム缶等に密閉する。 【5】 粘土質の土地、又は底部をビニールシートで覆った穴に処分（一次保管）する。 【6】 町中から離れた場所で野焼きする。

（９）仮設トイレの管理

仮設トイレの設置後、次の事項を勘案して計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行います。

- ①仮設トイレの衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保・供給
- ②支援市町やし尿処理事業者等からの応援を含めたし尿の収集・処理体制の確保
- ③仮設トイレの悪臭や汚れへの対策として、仮設トイレの使用方法、維持管理方法等について保健所等の担当部署による継続的な指導・啓発

3）応急対応（発災～1 か月）

（１）仮置場の設置・運営

仮置場を設置する場合は、汚水の土壌浸透防止策等の措置を講じ、必要な環境対策をとります。（第 3 章第 5 節第 5 項参照）また、効率的な受入・分別・処理ができるよう分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所・レイアウト・搬入導線等を決定します。

可能であれば、トラックスケールを設置し、持ち込まれる災害廃棄物の収集個所、搬入者、搬入量を記録し、重量管理を行うとともに、災害時の不法な便乗投棄等による廃棄物の混入防止を図ります。

仮置場の返却にあたり、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復に努めます。

（２）仮設焼却炉等の検討

本計画では、3 年以内（実質的な処理期間は約 2 年）に災害廃棄物等の処理を終えることを目標としており、これを実現するためには、既存施設の処理能力を補完する焼却炉、破碎・選別機等中間処理施設が必要な場合があります。

仮設施設の必要規模・基数等の推計においては、発災後、既存施設の機能が低下すること、通常のごみ処理も平常どおり実施しなければならないことを考慮する必要があります。（第 3 章第 5 節第 7 項参照）

(3) 「小山町災害廃棄物処理実行計画」の作成

発災後、環境省で作成する「災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」及び「本計画」に基づき、地域の実情や被災状況を反映した「災害廃棄物処理実行計画」を作成します。（第3章第5節第14項参照）

(4) 民間処理業者に処理業務を委託

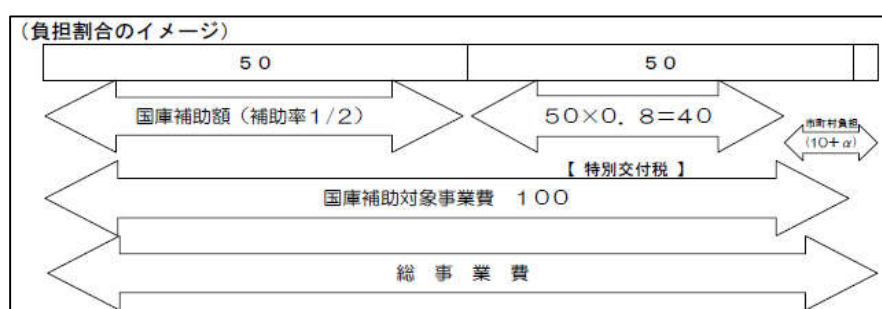
災害廃棄物の処理は、がれき等の産業廃棄物に性質が類似した廃棄物が多いことから、民間の建設業者や廃棄物処理業者の方が処理方法に精通している場合があります。今後は災害廃棄物の発生に備え、建設事業者団体、一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物事業者団体等と災害支援協定を締結し相互協力体制を構築することを検討します。（第2章第4節第4項参照）

(5) 甚大な被災状況時において本町単独処理が困難な場合

大規模災害が発生した場合、近隣市町が同時に被災することが予想されます。本町及び御殿場市・小山町広域行政組合のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合は、静岡県に事務委託し、迅速且つ適正な対応が出来る体制を構築します。（第2章第4節第2項参照）

(6) 補助金の手続き

環境省の補助制度「災害等廃棄物処理事業費補助金」を活用します。これは、被災市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、財政的に国が支援することを目的としたもので、必要な申請手続きに着手します。（「災害関係業務事務処理マニュアル〈環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課平成26年6月〉」参照）



第 2 章 組織体制及び協力・支援体制等

組織体制や情報収集体制、支援協力体制等を示します。

第 1 節 災害発生時の組織体制及び業務内容

本町の災害廃棄物処理を統括する組織を以下のとおりとします。

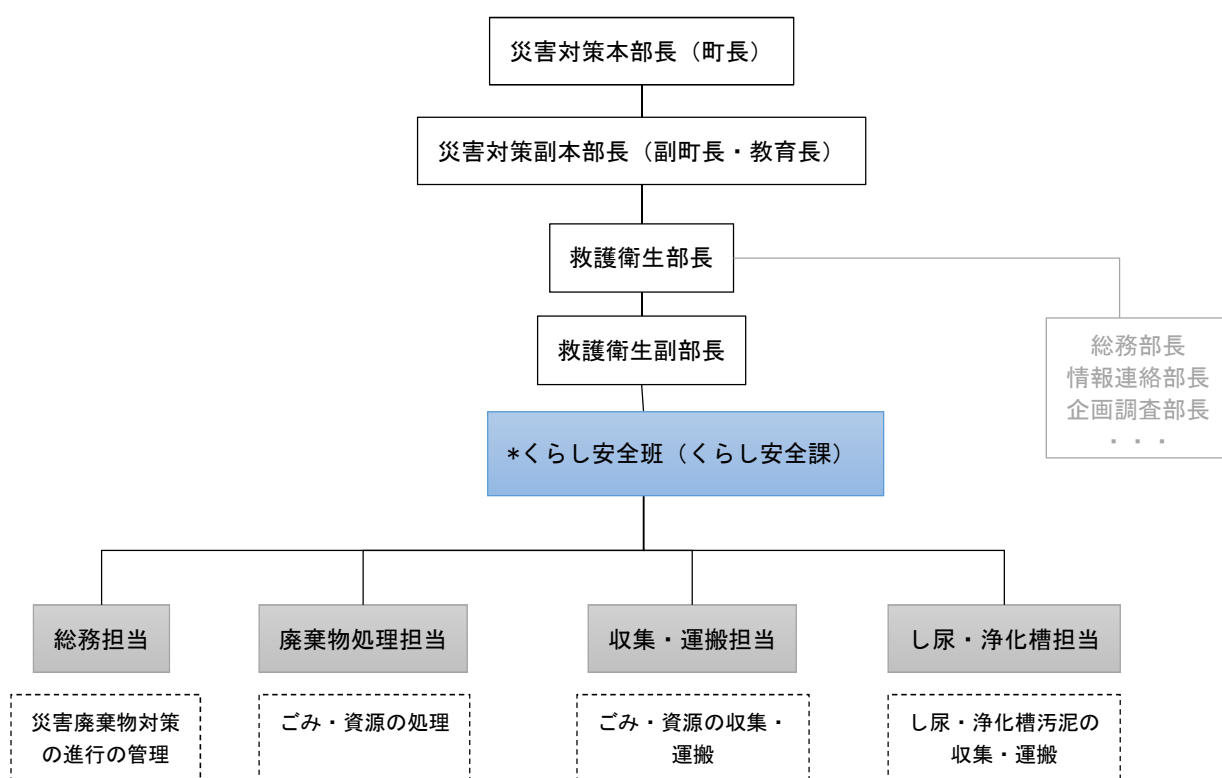


図 2-1 庁内の連絡体制

*「総務課くらし安全班」は平成 29 年 4 月より、「くらし安全課くらし安全班」となるため、本計画においては、当該「くらし安全課くらし安全班」の名称を使用する。

表 2-1 担当業務

業務担当		業務内容
くらし 安全課 (くらし 安全班)	総務担当	・ 災害廃棄物対策の進行の管理 ・ 関連部署との調整 ・ 職員の適正な配置及び職員の参加状況の把握 ・ 静岡県、近隣市町、庁内の部署との連絡体制の構築 ・ 町民や事業者からの相談への対応 ・ 町民や事業者への分別の指導 ・ 災害廃棄物の発生量の把握 ・ 避難所での分別の指導 ・ 仮設トイレの確保、避難所での設置・撤去の指導 ・ その他発災時の廃棄物処理に必要な事項
	廃棄物処理担当	・ 災害廃棄物処理実行計画の策定 ・ 富士山エコパーク焼却センターの被災状況の把握 ・ 富士山エコパーク焼却センターが使用不能の場合における、近隣市町の代替利用可能な施設の確保 ・ 仮置場の設置・運営 ・ 仮設焼却炉等の検討 ・ その他発災時の廃棄物処理に必要な事項
	収集・運搬担当	・ 収集・運搬業者との連絡 ・ 収集・運搬業務の指示 ・ 災害廃棄物の発生状況の把握 ・ 災害廃棄物の撤去の指示 ・ その他発災時の廃棄物処理に必要な事項
	し尿・ 浄化槽担当	・ し尿・浄化槽汚泥発生量の把握 ・ 収集・運搬業者との連絡 ・ 収集・運搬業務の指示 ・ 避難所でのし尿の収集の委託 ・ 衛生センター（し尿処理施設）が使用不可の場合における、近隣市町の代替利用可能なし尿処理施設や下水処理施設の確保 ・ その他発災時のし尿処理に必要な事項

第 2 節 職員の安全・健康

発災時は、通常業務に加え、災害廃棄物の処理も並行して行うこととなり、時間外業務や長時間に及ぶ業務が求められることから、職員への負荷が高まり、疲労の蓄積やストレス等により、注意力、集中力が低下し、事故やけがの発生原因となります。

こうした事態を回避するためにも、災害に係る職員の安全・健康に対する配慮も重要です。

長期的・安定的な収集・運搬、処理を確保するため、被災時は、職員の安全・健康管理を重視し、継続的に業務が遂行できる体制を構築します。

第 3 節 情報収集・連絡

災害発生に際して、情報の収集・連絡等が迅速かつ的確に行われるよう、職員に対する情報連絡体制の充実強化、関係行政機関、関係地方公共団体、民間事業者団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図ります。

また、発災時、復旧・復興時における環境保全の重要性について適切な広報活動が行われるよう体制の整備に努めます。

なお、災害対策を迅速かつ的確に実施するため、以下の事項を含め、緊密な防災情報連絡体制の確保を図ります。

- ①関係行政機関、関係地方公共団体等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化を図る。
- ②職員及び所管施設等に対する情報連絡体制の充実強化を図る。
- ③迅速かつ的確な災害情報の収集のため、民間事業者団体等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第 4 節 協力・支援体制

発災時において、よりスムーズな災害廃棄物処理を実行するため、平常時から自衛隊・消防・警察との連携体制を構築するとともに、県や近隣市町並びに関連団体との災害廃棄物処理に関する協定を締結する必要があります。

1. 自衛隊・消防・警察との連携

発災初動期においては、まず人命救助を優先しなければなりません。迅速な人命救助のために、自衛隊や警察、消防と連携して道路上の災害廃棄物を撤去等する必要があります。これらの連絡先は次のとおりです。

表 2-2 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
富士学校	静岡県駿東郡小山町須走481-27	0550-75-2311
板妻駐屯地	静岡県御殿場市板妻40-1	0550-89-1310

※本町から県に対し自衛隊の出動要請

表 2-3 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
小山消防署	静岡県小山町菅沼359-2	0550-76-0119
小山消防署 須走分署	静岡県駿東郡小山町須走293-1	0550-75-2001

表 2-4 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
御殿場警察署	静岡県御殿場市北久原439-2	0550-84-0110

2. 地方公共団体との連携

大規模災害が発生した場合は、近隣市町が同時に被災することが予想されます。本町及び御殿場市・小山町広域行政組合のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合に、国や県、近隣市町及び一部事務組合の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、廃棄物処理に関する協定の締結を検討します。

また、大規模災害が発生した場合は、衛生センターや県内処理施設での処理が困難となる可能性があり、他都県等への応援要請が必要になります。その際は、県が主体となって近隣都県との調整を行うこととなるので、近隣市町とともに県との連絡体制を整備し、廃棄物処理が迅速かつ円滑に実施されるよう相互協力体制を構築します。

3. 広域行政事務組合との連携

災害廃棄物処理にあたっては、組合は自区内（組合の処理区域内）処理を行うことが基本となりますが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、組合及び御殿場市と協議の上、県及び近隣市町との協力・連携により広域的な処理を進めます。

支援の要請及び受入の連絡調整は、くらし安全課くらし安全班が窓口になり行い、各担当からの要請内容を整理の上、近隣市町等に支援の要請を行うとともに、近隣市町等からの支援の申出について支援要請内容の調整を行い、その状況を県に報告します。

4. 民間事業者等との連携

災害廃棄物の処理は、がれき等の産業廃棄物に性質が類似した廃棄物が多いことから、民間の建設業者や廃棄物処理業者の方が処理方法に精通している場合があります。本町では、表 2-5 のとおり仮設トイレの貸与について民間事業者との協定を締結していますが、今後は災害廃棄物の発生に備え、建設事業者団体、一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物事業者団体等と災害支援協定を締結し相互協力体制を構築することを検討します。

表 2-5 民間事業者等との協定

名称	協定先	協定の内容
株式会社ナガワ資機材の調達に関する協定	株式会社ナガワ資機材	・ 仮設トイレの貸与

5. ボランティアへの支援要請

発災後の混乱の中、復旧作業を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たします。本町では以下のとおり災害ボランティアの支援対策を行い、県や各種団体と連携をとることとしています。

1) 防災・災害ボランティアの受け入れ

本町は、本町社会福祉協議会、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努めます。ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとします。

また、広域的なボランティアの受け入れ調整等について、速やかに実施できるよう、県及び関係団体等との情報共有体制等の連携を強化します。

2) 災害ボランティアの促進

ボランティア活動支援計画により、本町はボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するものとしします。

第 5 節 職員への教育訓練

発災時に処理計画が有効に活用されるようにするとともに、災害廃棄物等処理の核となる人材を育成するため、継続的な教育訓練を行います。

本計画の記載内容について、業務を行う関係職員への教育訓練を継続的に実施し、処理計画の周知を行うとともに、静岡県と連携し、情報伝達・連絡手段の訓練等を行います。

1. 初心者研修（新規着任者向け）

関係職員のうち、新規に着任した者に対して実施する研修

- ・ 実施時期：年度当初
- ・ 実施内容：災害廃棄物処理計画の内容周知

2. 継続研修

1) 机上訓練

関係職員に対して実施する研修（新規着任者を含む。）

- ・ 実施時期：不定期
- ・ 実施内容：次の項目から適宜選択
 - 自然災害（地震、台風等）に関する知識
 - 廃棄物に関する知識（廃棄物処理、廃棄物処理施設等）
 - 災害廃棄物に関する知識
 - 緊急時の組織の運用に関する知識
 - 図上訓練
 - その他災害関連の一般的な知識

2) 実地訓練

関係職員に対して実施する研修

- ・ 実施時期：不定期
- ・ 実施内容：必要に応じて、被災市町村へ出向し、実務の経験を積む。

第 3 章 災害廃棄物処理

第 1 節 一般廃棄物処理施設の耐震化

1. 一般廃棄物処理施設の現況

本町の一般廃棄物は、本町と御殿場市との 1 市 1 町で構成する御殿場市・小山町広域行政組合において広域処理されています。

可燃ごみの処理は、富士山エコパーク焼却センターで行っており、不燃ごみや資源ごみについては平成 29 年度竣工予定のごみ再資源化施設（リサイクルセンター）で行います。また、し尿や浄化槽汚泥の処理は、同組合の衛生センターで行っています。これらの施設の概況を次に示します。

表 3-1 ごみ焼却施設の概要

項	目	内 容
名	称	富士山エコパーク焼却センター
所	在 地	静岡県御殿場市板妻字直路 862 番地 15
敷	地 面 積	約 5.57ha
竣	工	平成 27 年 3 月
処	理 能 力	143t／日（71.5t／24h×2 炉）

表 3-2 資源化施設の概要

項	目	内 容
名	称	ごみ再資源化施設（リサイクルセンター）
所	在 地	静岡県御殿場市神場 2536-22
敷	地 面 積	約 4.3ha
竣	工	平成 29 年度予定
処	理 能 力	24t/5h

表 3-3 し尿処理施設の概要

項	目	内	容
名	称	衛生センター	
所	在	静岡県御殿場市中丸 19 番地	
敷	地	面	積
		2.32ha	
竣	工	昭和 60 年 3 月	
処	理	能	力
		140kl／日	

2. 一般廃棄物処理施設の災害対策

本町のごみやし尿を処理している御殿場市・小山町広域行政組合とは今後、震災や水害が発生した場合を想定したうえで、災害対策を検討することとします。

発災時には、緊急点検として、組合において施設ごとにあらかじめ定められた点検表に基づいて処理施設の点検を実施してもらいますが、当該点検については、被災状況と合わせて本町と情報共有を行うこととします。

組合は、処理施設が被災した場合、各対応マニュアルに基づき、速やかに復旧作業に取りかかり、安定した処理体制の確保を図ります。

すぐに復旧できない場合や大規模災害の発生後、しばらくは輪番停電が実施されることが予想されることから、組合施設における施設運用方法を把握した上で、収集委託事業者とも協議の上、収集範囲・収集日・収集回数など収集体制を確立し、住民に周知を行います。

なお、衛生センター（し尿処理施設）においては、適切な耐震化対策を行うことを検討します。

第 2 節 一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備

1. 発災時の点検

発災時には、施設ごとにあらかじめ定めた点検リストに基づいて一般廃棄物処理施設の点検を実施します。発災時の点検については、事前に被災内容を把握するとともに御殿場市・小山町広域行政組合や指定管理業者と情報共有をするようにします。

2. 施設被災時の応急対策

一般廃棄物処理施設が被災した場合には速やかに復旧作業に取りかかり、安定した処理体制の確保を図ります。

また、すぐに復旧できない場合の事態に備え、近隣市町の処理施設で処理するよう協定を締結することを検討します。

3. 輪番停電時体制の整備

大規模震災等災害の発生後、しばらくは輪番停電が実施されることが予想されることから、富士山エコパーク焼却センター、ごみ再資源化施設（リサイクルセンター）、衛生センターにおける施設運用方法を把握した上で、ごみ収集方法等を収集委託事業者と協議し、町民に周知を行います。

第 3 節 避難所における仮設トイレの設置

1) 仮設トイレ等し尿処理

平常時において、被災者の生活に支障が生じないように、仮設トイレ（簡易トイレを含む）の必要基数を算定し、備蓄等の対策を講じます。

また、生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る観点から、発災後、被害状況等にあわせて仮設トイレの必要基数を推計するとともに、避難生活に支障が生じないように確保し、速やかに設置します。設置後は計画的に管理できるよう避難所単位でルールづくりを進めるとともに、実態に則してし尿の収集・処理を行います。

なお、被災により収集運搬車や仮設トイレが不足した場合、「災害時における相互応援に関する協定書」により協定を締結した市町村へ連絡することを検討します。また、それでも足りない場合等に対応するため、本町では民間のレンタル事業者と協定を締結しています。

2) 仮設トイレの設置手順

仮設トイレは以下の手順を参考に設置します。

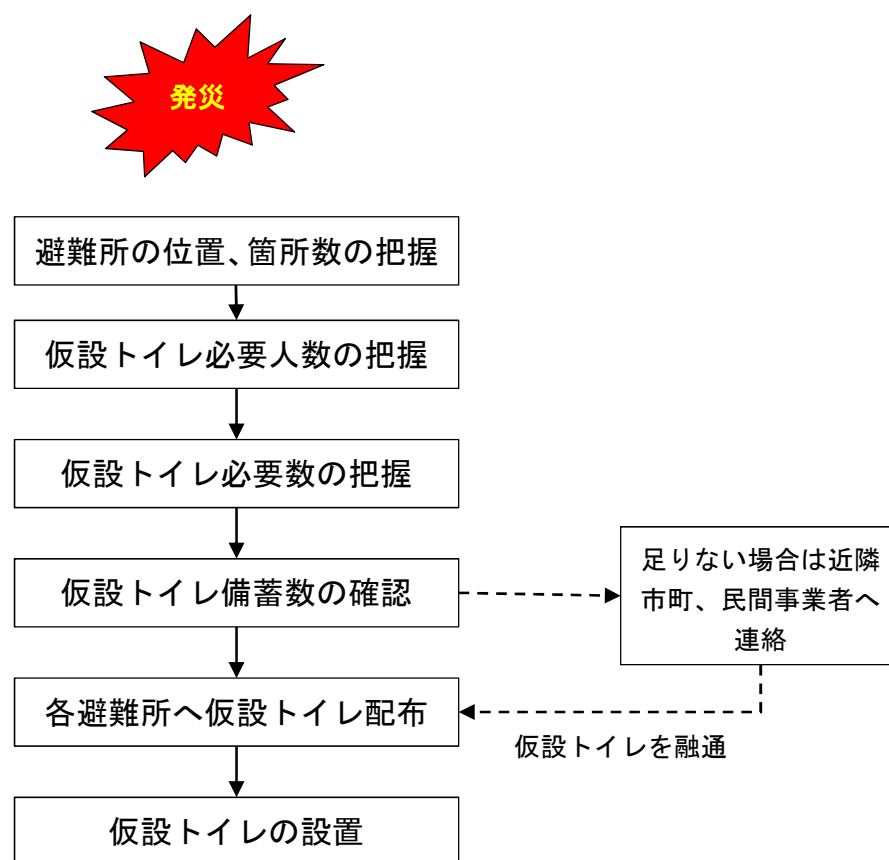


図 3-1 仮設トイレの設置手順

<参考>

仮設トイレの種類

表 3-4 仮設トイレの種類と概要

名称	特徴	概要	現地での 処理	備蓄性 ※
携帯トイレ 	吸収シート方式 凝固剤等方式	最も簡易なトイレ。調達の容易性、備蓄性に優れる。	保管・回収	◎
簡易トイレ 	ラッピング型 コンポスト型 乾燥・焼却型等	し尿を機械的にパッキングする。設置の容易性に優れる。	保管・回収	○
組立トイレ 	マンホール直結型	地震時に下水道管理者が管理するマンホールの直上に便器及び仕切り施設等の上部構造物を設置するもの。(マンホールトイレシステム)	下水道	○
	地下ピット型	いわゆる汲取トイレと同じ形態。	汲取り	○
	便槽一体型		汲取り	○
ワンボックストイレ 	簡易水洗式 被水洗式	イベント時や工事現場の仮設トイレとして利用されているもの。	汲取り	△
自己完結型 	循環式	比較的大型の可搬式トイレ。	汲取り	△
	コンポスト型		コンポスト	△
車載トイレ 	トイレ室・処理装置 一体型	平ボディのトラックでも使用可能な移動トイレ。	汲取り 下水道	△

※凡例◎：省スペースで備蓄、○：倉庫等で備蓄できる、△：一定の敷地が必要

出典：災害廃棄物対策指針 技術指針【1-20-17】

3) 仮設トイレ必要基数

以下のとおり、本町の仮設トイレの備蓄数は組み立て式トイレ等で 49 基ですが、発災時の必要基数は 119 基となります。実際に災害が起きたときに、予測以上に仮設トイレが必要になることも考えられるため、協定を締結している近隣市町に連絡したり、協定締結済みの民間のレンタル事業者に連絡する必要があります。

表 3-5 仮設トイレの備蓄数

	新倉庫	谷戸防 災倉庫	音渚水 防倉庫	足柄支 所	足柄小 学校	須走小 学校	北郷小 学校	明倫小 学校	小山中 学校	合計
組み立てトイレ等	0	38	5	1	1	1	1	1	1	49
簡易トイレ等	10	90	0	0	0	0	3	3	0	106

※平成 28 年 11 月現在の備蓄数

表 3-6 仮設トイレの必要基数

発災1週間後			仮設トイレ必要 基数(基)
避難所人口 (人)	断水による仮 設トイレ必要 人数 (人)	し尿処理量 (kL/日)	
3,866	3,847	13.1	119

4) 仮設トイレの設置（応急対応時）

発災後、避難所の設置箇所が決定した場合、速やかに仮設トイレの設置を行います。

5) 仮設トイレの撤去（復旧・復興時）

避難所の閉鎖や縮小にあわせて、速やかに仮設トイレの撤去を行います。

第 4 節 発災時におけるし尿処理

1) 収集・運搬

収集にあたっては、仮設トイレの利用者数等を考慮した上で、優先順位を決定し、収集作業を実施するものとします。

また、一般廃棄物処理業許可事業者による収集のため、収集能力に不足を生じる恐れがあることから、近隣市町と連携を図り、災害発生時の収集・運搬能力の確保に努めます。

表 3-7 し尿収集運搬車両

	許可車両	
	台数(台)	積載量(kg)
糞尿車	19	78,300
清掃車	2	9,600
合計	21	87,900

※平成 28 年 11 月現在

2) 処理

収集したし尿は、衛生センターにおいて処理することを前提とします。

施設の全部または一部が損壊し、処理が困難となった場合は、近隣市町の保有する施設または、民間処理事業者へ処理を要請します。

また、仮設トイレのうち、凝固剤等方式のトイレの処理については、し尿と同様の収集ができないため、可燃ごみとして収集を行います。

3) 水害発生時のし尿の処理

水害

水害発生時は水没する便槽や浄化槽が考えられるため、あらかじめハザードマップなどで水害の発生する地域を把握し、水没しそうな便槽や浄化槽の個所を把握する必要があります。なお、水没した便槽、浄化槽からのし尿については、生活衛生の確保のため防疫を最重要事項として対応します。

4) 避難所における生活ごみ及びし尿

①推計方法

避難所におけるし尿収集必要量は、次の方法により推計します。し尿の必要収集量はレベル 1 で 15.9kL/日、レベル 2 で 17.7kL/日です。

し尿収集必要量＝①仮設トイレ必要人数×②1日1人平均排出量

①仮設トイレ必要人数＝避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数

避難者数：避難所へ避難する住民数

断水による仮設トイレ必要人数＝（水洗化人口－避難者数×（水洗化人口／総人口））
×上水道支障率×1／2

水洗化人口：平常時に水洗トイレを使用する住民数

総人口：水洗化人口＋非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率（断水率）

断水率：発災直後 98.6%、1週間後 88.6%、1か月後 49.3%

1／2：断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち
約1／2の住民と仮定。

②1人1日平均排出量＝1.7L／人・日

参考：災害廃棄物対策指針（平成26年3月 環境省）

表 3-8 避難所及び断水家庭のし尿収集量（レベル1）

総人口 (人)	水洗化人口 (人)	非水洗化人口 (人)	自家処理人口 (人)	総人口 (人)
19,600	18,792	808	0	19,600

備考：総人口、水洗化人口等は一般廃棄物処理実態調査

（平成26年度 環境省）より

※支障率 発災直後 80%、発災1週間後 55%、発災1ヶ月後 0%

発災直後		
避難所人口 (人)	断水による仮設トイレ必要人数 (人)	し尿処理量 (kL/日)
3,507	5,863	15.9



発災1週間後		
避難所人口 (人)	断水による仮設トイレ必要人数 (人)	し尿処理量 (kL/日)
3,866	3,847	13.1



発災1か月後		
避難所人口 (人)	断水による仮設トイレ必要人数 (人)	し尿処理量 (kL/日)
1,754	0	3.0

表 3-9 避難所及び断水家庭のし尿収集量（レベル 2）

総人口 (人)	水洗化人口 (人)	非水洗化人口 (人)	自家処理人口 (人)	総人口 (人)
19,600	18,792	808	0	19,600

備考：総人口、水洗化人口等は一般廃棄物処理実態調査

（平成 26 年度 環境省）より

※支障率 発災直後 80%、発災 1 週間後 55%、発災 1 ヶ月後 0%

発災直後		
避難所人口 (人)	断水による仮 設トイレ必要 人数 (人)	し尿処理量 (kL/日)
4,714	5,709	17.7



発災1週間後		
避難所人口 (人)	断水による仮 設トイレ必要 人数 (人)	し尿処理量 (kL/日)
4,800	3,902	14.8



発災1か月後		
避難所人口 (人)	断水による仮 設トイレ必要 人数 (人)	し尿処理量 (kL/日)
2,357	0	4.0

5) し尿処理の広域化

大規模な発災時に備え、し尿処理の広域化の体制を検討する必要があります。し尿処理の広域化は、「し尿処理広域化マニュアル 環境省 平成 22 年 3 月」に基づいて検討しますが、この広域化の検討は、災害対策のみではなく、広域化によりし尿処理施設の老朽化問題や建設費や運営費等の財政問題の解決にもつながります。

第 5 節 災害廃棄物処理

1. 発生量・処理可能量

災害廃棄物処理を円滑に進めるためには、災害廃棄物等の発生量、し尿発生量、一般廃棄物処理施設での災害廃棄物等の処理可能量等を把握する必要があります。発災後は、建物被害棟数や水害の浸水範囲等の把握に努め、災害廃棄物等の発生量を推計するとともに、一般廃棄物処理施設等の被害状況を取りまとめ、災害廃棄物等の処理可能量を推計します。

1) 災害廃棄物

静岡県第 4 次地震被害想定（第二次報告）報告書によると、レベル 1 での災害廃棄物発生量は 178 千 t、レベル 2 での災害廃棄物発生量は 246 千 t と想定されています。

表 3-10 建築物の倒壊数

		レベル 1	レベル 2
建物区分		棟 数 (棟)	
揺れによる 被害棟数	全壊	1,700	2,400
	半壊	1,500	1,400
	合計	3,200	3,800
火災による 被害棟数	焼失	90	100
	合計	90	100

表 3-11 災害廃棄物の発生量

	災害廃棄物発生量 (t)
レベル 1	178,000
レベル 2	246,000

表 3-12 災害廃棄物の発生量（組成割合別）

レベル1		混合割合	発生量 (t)	レベル2		混合割合	発生量 (t)
災害廃 棄物	可燃物	18%	32,040	災害廃 棄物	可燃物	18%	44,280
	不燃物	18%	32,040		不燃物	18%	44,280
	コンクリートがら	52%	92,560		コンクリートがら	52%	127,920
	金属	6.6%	11,748		金属	6.6%	16,236
	柱角材	5.4%	9,612		柱角材	5.4%	13,284
	合計	100%	178,000		合計	100%	246,000
粗大ごみ (一時的に排出)			2,678	粗大ごみ (一時的に排出)			3,337

備考：市町災害廃棄物処理計画策定マニュアル（静岡県）では、津波堆積物の混合割合が記載されており、その数値が 3 割近くを占めている。本町では震災の際津波堆積物の発生は見込まれないため、混合割合は、災害廃棄物対策指針の値を使用する。

2) 避難所における生活ごみ

①推計方法

避難所における生活ごみ量は、次の方法により推計します。生活ごみ必要収集量はレベル1で3.0t/日、レベル2で3.7t/日です。

$$\begin{aligned} & \text{生活ごみ収集必要量 (t/日)} \\ & = \text{避難所人口} \times \text{粗大ごみを除く生活ごみ原単位 (g/人・日)} \end{aligned}$$

推計方法：「災害廃棄物対策指針 技術指針」等による

表 3-13 避難所で発生する生活ごみ（レベル1）

総人口 (人)	生活ごみ 搬入量 (t/年)	粗大ごみ (t/年)	粗大ごみ除く 生活ごみ (t/年)	生活ごみ 原単位 (g/人・日)
19,600	5,570	0	5,570	778.6

備考：避難所人口は小山町地域防災計画

総人口、ごみ量は一般廃棄物実態調査（平成26年度 環境省）より

発災1日後	
避難所人口 (人)	生活ごみ (t/日)
3,507	2.7



発災1週間後	
避難所人口 (人)	生活ごみ (t/日)
3,866	3.0



発災1か月後	
避難所人口 (人)	生活ごみ (t/日)
1,754	1.4

表 3-14 避難所で発生する生活ごみ（レベル 1）

総人口 (人)	生活ごみ 搬入量 (t/年)	粗大ごみ (t/年)	粗大ごみ除く 生活ごみ (t/年)	生活ごみ 原単位 (g/人・日)
19,600	5,570	0	5,570	778.6

備考：避難所人口は小山町地域防災計画

総人口、ごみ量は一般廃棄物実態調査（平成 26 年度 環境省）より

発災1日後	
避難所人口 (人)	生活ごみ (t/日)
4,714	3.7



発災1週間後	
避難所人口 (人)	生活ごみ (t/日)
4,800	3.7



発災1か月後	
避難所人口 (人)	生活ごみ (t/日)
2,357	1.8

3) 水害により発生する廃棄物 水害

①推計方法

水害により倒壊する建物から発生する水害廃棄物については、次の方法により推計します。風水害により 7 千 t 程度発生する見込みです。

- ・ 水害廃棄物発生量（t）
- ＝倒壊数 × 1 棟当たりのがれき類発生量
- ＋倒壊数 × 1 棟当たりの粗大ごみ発生量
- 倒壊被害 1 棟当たりの災害廃棄物発生量：117 t／棟
- 浸水被害 1 棟当たりの災害廃棄物発生量：2 t／棟
- 1 棟当たりの粗大ごみ発生量：1.03 t／棟

倒壊被害 1 棟当たりの災害廃棄物発生量：「災害廃棄物対策指針（環境省）」より

浸水被害 1 棟当たりの災害廃棄物発生量：「災害廃棄物対策指針（環境省）」より

表 3-15 水害により発生する災害廃棄物量

	浸水建物の棟数 (棟)	粗大ごみ発生量 (t)	災害廃棄物発生量 (t)	災害廃棄物等合計 (t)
倒壊被害	51	53	5,967	6,020
浸水被害	210	216	420	636
合計	261	269	6,387	6,656

2. 処理スケジュール

本計画では、早期に復旧・復興を果たすため、災害廃棄物等の処理については３年間で終わることを目標とします。これに則した処理スケジュールは図 3-2 のとおりです。

発災後、全般的な被害状況を的確に把握するとともに、災害廃棄物等の発生量、処理施設の被害状況等を考慮した処理可能量などを踏まえ、処理スケジュールの見直しを行い再構築します。

処理においては、道路障害物や倒壊の危険性のある家屋の解体撤去、有害廃棄物・危険物の回収、腐敗性廃棄物の処理など緊急性の高いものを優先します。

また、時間経過に伴い、処理施設の復旧や増設、動員可能人員、資機材の確保、広域処理の進捗など状況が変化することから、適宜見直しを行い円滑な進行管理に努めます。



図 3-2 処理スケジュール

3. 処理フロー

多量の災害廃棄物が発生した場合は、平常時の処理と大きく異なり、木くずやがれき等が多量に発生します。これらの災害廃棄物等は仮置場において選別したのち、破碎等中間処理を行い再資源化を図ります。

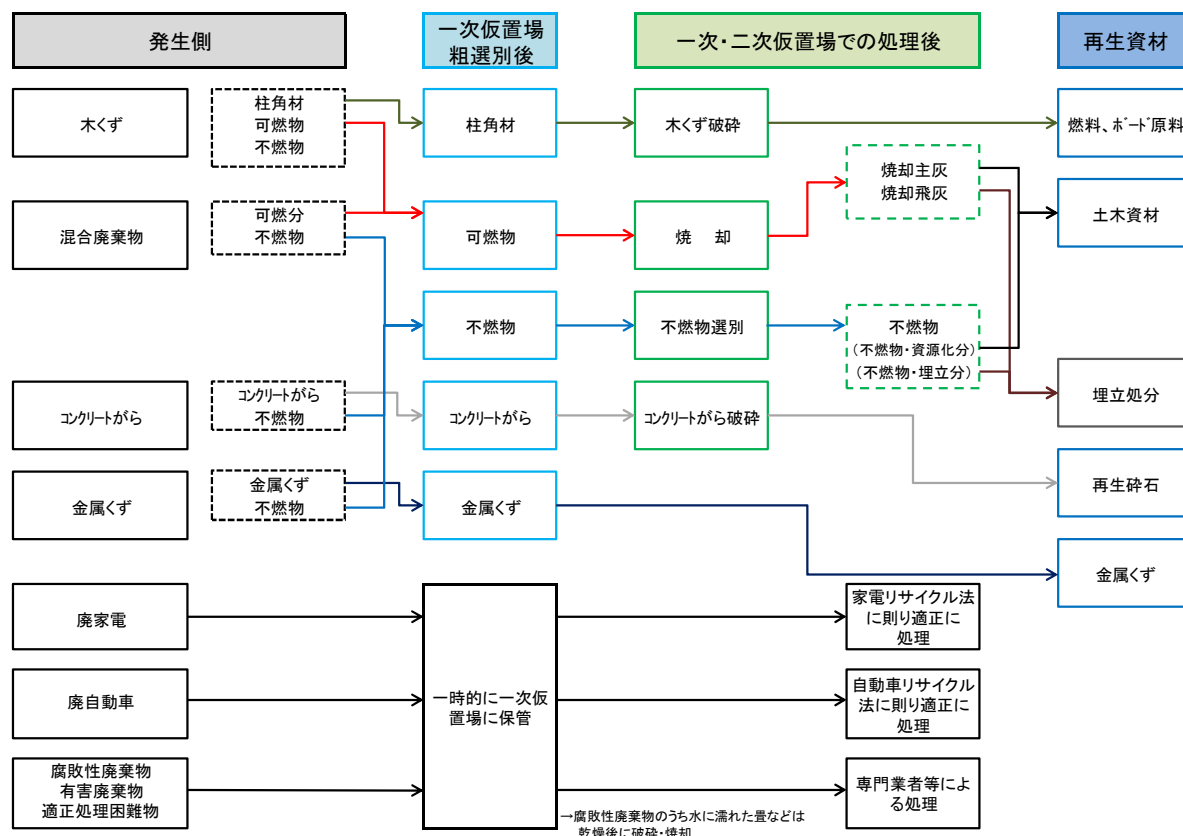


図 3-3 災害廃棄物の処理フロー（例）

4. 収集運搬

災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、必要な機材、収集運搬方法・ルート等について、平常時に想定しておく必要があります。

優先的に回収すべき災害廃棄物の種類としては、道路障害物、仮設トイレ等のし尿、有害廃棄物、危険物、腐敗性廃棄物があげられます。

本町の委託車両及び許可業者の保有している収集車両は表 3-16 のとおりで合計 155 台です。

発災時には機材が不足する場合のことも考慮し、近隣市町や関係事業者との協定の締結等により借用することも検討します。

また、災害廃棄物の種類が多岐に渡ることから、発災直後から各班との連絡体制を構築します。

表 3-16 収集運搬機材

	委託車両		許可車両		総合計	
	台数(台)	積載量(kg)	台数(台)	積載量(kg)	台数(台)	積載量(kg)
収集車	40	78,900	55	139,000	95	217,900
運搬車(収集運搬)	9	42,550	25	119,550	34	162,100
運搬車(中間処理)	3	6,000	23	41,750	26	47,750
合計	52	127,450	103	300,300	155	427,750

※平成 28 年 11 月現在

5. 仮置場

復旧復興を軌道に乗せるために、支障となる災害廃棄物等を速やかに除去しなければなりません。また、再資源化を図りながら効率的に処分を進めるための仮置き、選別の場所として仮置場の役割は極めて重要です。

本計画においては、仮置場を、災害廃棄物等を中間処理するまでの間、保管する場所とし表 3-17 及び図 3-4 のとおり整理しました。

表 3-17 仮置場の分類

名称		目的・定義	備考
仮置場	一時仮置場	個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等から災害廃棄物を、被災地内において、仮に集積する場所。	- 被災後数日以内に設置 - 設置期間は、町民の片付けが終わるまでとし、数ヶ月を目途とする。
	一次集積所	処理（リユース・リサイクルを含む。）前に、仮置場等にある災害廃棄物を一定期間、粗選別・保管しておく場所。	- 被災後数週間以内に設置 - 大型ダンプがアクセスできる道路が必要 - 設置期間は、災害廃棄物等処理が完了するまでとする。
	二次集積所	一次集積所での分別が不十分な場合、再選別を行い、中間処理を行うまでの間、保管しておく場所。	- 被災後数ヶ月以内に設置 - 大型ダンプがアクセスできる道路が必要 - 設置期間、中間処理が完了するまでとする。

名称	目的・定義	備考
中間処理施設用地	仮設破砕機・焼却炉等の設置及び処理作業を行うための場所。	・ 二次集積所の環境条件等が十分に確保できる場合は、集積所に隣接して設置することが望ましい。 ・ 中間処理された再生資材を搬出するまでの保管を行う。

参考文献: 災害廃棄物対策指針 技術資料【技 1-14-1】

災害廃棄物分別・処理マニュアル（一般社団法人 廃棄物資源循環学会）

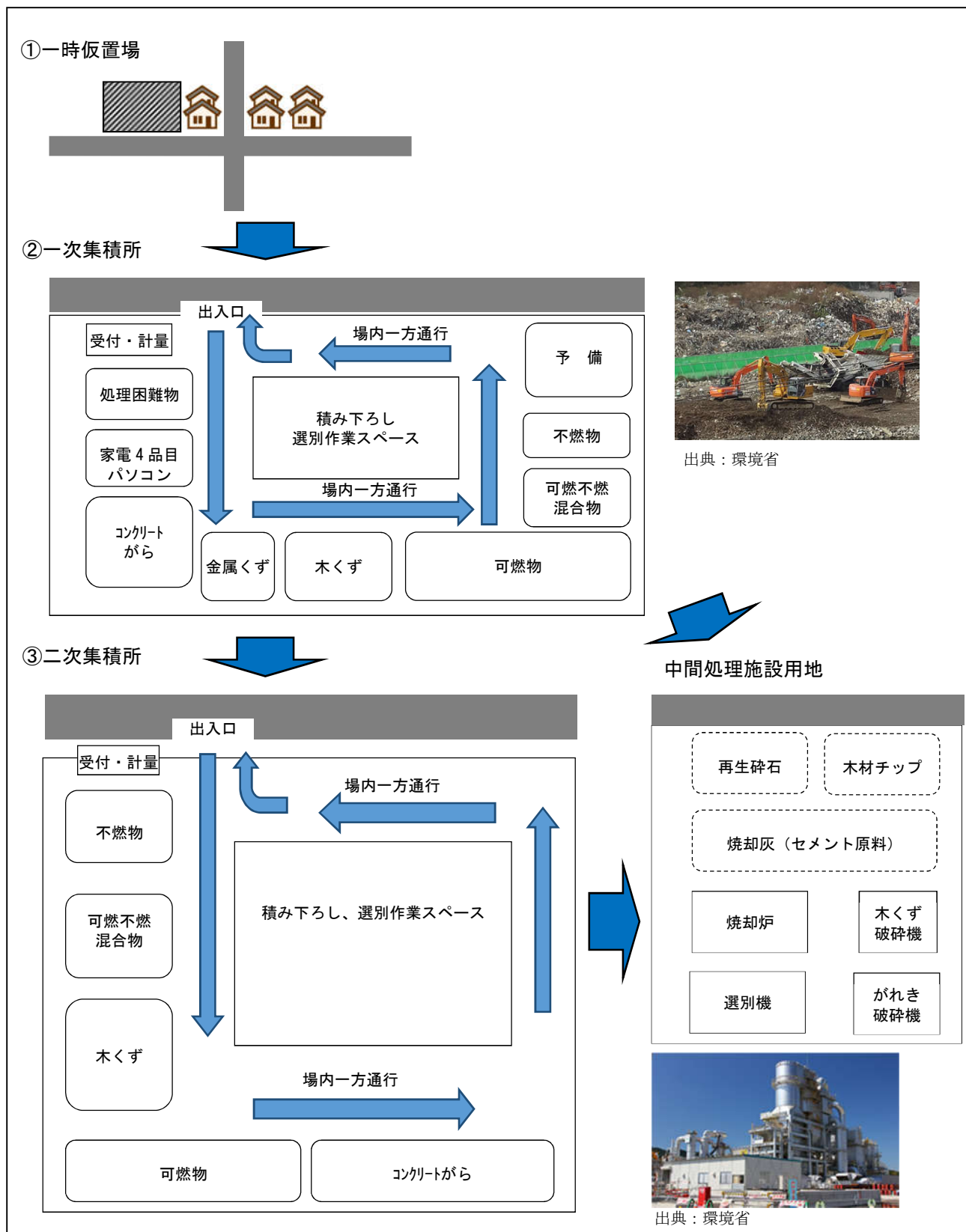


図 3-4 仮置場処理フローとレイアウト（例）

1) 仮置場面積の推計方法

災害廃棄物等の発生量を基に、実質の処理期間を 2 年間（全体スケジュールでは 3 年間としますが、仮置場の設置及び撤去に一年程度かかるものとする）として、積み上げ高さや作業スペースを加味し、仮置場必要面積を、次の算定式により推計します。

・ 仮置場必要面積（㎡）

$$= \text{災害廃棄物等集積量} / \text{見かけ比重} / \text{積み上げ高さ} \\ \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

災害廃棄物等集積量（t）

$$= \text{災害廃棄物等発生量（t）} - \text{災害廃棄物年間処理量（t）}$$

災害廃棄物年間処理量（t）

$$= \text{災害廃棄物等の発生量（t）} / \text{実質処理期間}$$

・ 実質処理期間：2 年

・ 見かけ比重：備考参照

・ 積み上げ高さ：2.5m（本町設定値）

・ 作業スペース割合：0（本町設定値）

* 作業スペース割合は廃棄物の保管面積に対する廃棄物の分別作業等に必要なスペースの割合のこと

備考：見かけ比重：可燃物 0.4 トン/㎡、不燃物 1.1 トン/㎡（災害廃棄物対策指針）、
廃木材 0.55（t/㎡）、コンクリート殻 1.00（t/㎡）、金属くず 1.13（t/㎡）、その他 1.0（t/㎡）（出典：平成 18 年 12 月 27 日 産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（通知）、その他はガラス類、陶磁器類も含まれていることからコンクリートがらと同値とする）、粗大ごみ 0.13 トン/㎡（可燃性粗大ごみ 0.1 トン/㎡と不燃性粗大ごみ 1.5 トン/㎡の平均値出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版）

推計方法：「災害廃棄物対策指針 技術指針」による

2) 仮置場必要面積必要量

災害廃棄物発生量から算定した仮置場必要面積は表 3-18、表 3-19、表 3-20 のとおりで、震災の場合、レベル 1 で約 5 万 m²、レベル 2 で約 6 万 9 千 m²となります。また、風水害の場合は約 2 万 3 千 m²となります。

表 3-18 仮置場面積の算出（レベル 1）

レベル 1	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	粗大ごみ	合計
災害廃棄物等発生量（t）	32,040	32,040	92,560	11,748	9,612	2,678	180,678
災害廃棄物年間搬入量（t）※1	16,020	16,020	46,280	5,874	4,806	1,339	90,339
災害廃棄物集積量（t）※2	16,020	16,020	46,280	5,874	4,806	1,339	90,339
災害廃棄物発生量（m ³ ）※3	40,050	14,564	46,280	5,198	8,738	10,300	125,130
見かけ比重	0.40	1.10	1.00	1.13	0.55	0.13	—
仮置場面積（m ² ）※4	—	—	—	—	—	—	50,052

表 3-19 仮置場面積の算出（レベル 2）

レベル 2	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	粗大ごみ	合計
災害廃棄物等発生量（t）	44,280	44,280	127,920	16,236	13,284	3,337	249,337
災害廃棄物年間搬入量（t）※1	22,140	22,140	63,960	8,118	6,642	1,669	124,669
災害廃棄物集積量（t）※2	22,140	22,140	63,960	8,118	6,642	1,668	124,668
災害廃棄物発生量（m ³ ）※3	55,350	20,127	63,960	7,184	12,076	12,831	171,528
見かけ比重	0.40	1.10	1.00	1.13	0.55	0.13	—
仮置場面積（m ² ）※4	—	—	—	—	—	—	68,611

備考 可燃物、不燃物等の発生量は

表 3-12 災害廃棄物の発生量（組成割合別）より

※1 全発生量を 2 年間で処理する場合の 1 年間の処理量

※2 災害廃棄物等発生量－災害廃棄物年間搬入量

※3 災害廃棄物集積量÷かさ比重

※4 災害廃棄物発生量合計÷積み上げ高さ×（1+1）

表 3-20 仮置場面積の算出（風水害）

仮置場		
水害廃棄物量 （t）	1 t あたり 仮置場面積 （m ² ）	必要面積 （m ² ）
6,656	3.5	23,296

3) 仮置場の候補地の選定

平常時に仮置場の候補地を選定する必要があります。大規模な災害発生時には約 6 万 9 千 m²が必要となりますが、平常時にこのような広大な土地を確保するのは困難です。したがって、仮置場候補地が決定していない場合、位置や地権者の連絡先等の事前調査を行うことを検討します。

なお、水害発生時の仮置場は、河川付近の水没する可能性のある場所を避ける必要があります。

水害

①基本的な考え方

・一時仮置場

一時仮置場については、災害の被災状況により町民が容易に集積できる場所かつ学校や病院、避難所等が周辺にない場所を候補地とし、本町が指定若しくは各地区で選定した場所とし、一時集積所としても活用できる場所とします。また、保管期間が短期間ですが、道路障害等復興の妨げにならない場所とし、二次災害の防止に努めます。

・一次集積所

一次集積所については、一時仮置場から集積する場所のため、搬入及び搬出等運搬ルートを確保する必要があり、使用期間が長期間に渡るため、災害廃棄物量に応じて市が確保した場所とします。また、道路事情等を十分考慮するとともに、二次災害の発生防止に努めます。

・二次集積所及び中間処理施設用地

二次集積所及び中間処理施設用地については、処理を完了させるまでの保管等を行うため、長期に渡り使用可能な場所を確保する必要があり、選定には迅速かつ慎重な判断が必要になります。また、復興の妨げにならないことや中間処理施設の騒音や振動、収集、搬入及び搬出車両による騒音などを十分考慮し、二次災害の防止に努めます。

②仮置場等の選定

・公園等の公用地

一時仮置場については、災害の状況に応じて、避難所となっていない公園や被災住宅付近の路側帯、河川の土手など活用することとします。

・農地及び山林

仮置場等を農地及び山林にする場合は、災害廃棄物から発生するガソリンの流出等二次災害に十分考慮する必要があり、復興に向けた事業再開の支障となる可能性も高いため、積極的な活用は避けるべきです。

・工業地域

工業地域や工場跡地、建設予定地等は、比較的広いスペースを確保することが容易であるため、緊急時の一時仮置場としての積極的な活用を検討します。

4) 仮置場の候補地及び搬入経路

発災後は、速やかに仮置場候補地を選定することとします。また、搬入経路は、主として幹線道路を使用するようあらかじめ設定する必要があります。

なお、水害の場合も以下の仮置場を利用することとします。

水害

5) 仮置場の設置・管理・運営（応急対応時）

仮置場を設置する場合は、汚水が土壌に浸透するのを防ぐために、災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装の実施や鉄板・シートの設置、排水溝及び排水処理設備の設置を検討し、汚水による公共水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置を講じます。仮置き前にシートの設置ができない場合は、汚水が少ない種類の廃棄物を仮置きし土壌汚染の防止に努めるなど、災害の規模、状況を総合的に判断しながら、必要な環境対策をとります。

なお、仮置時点で可能な限り分別を進め、円滑に処理、再資源化が進むよう配慮します。

6) 仮置場の原状復旧（復旧・復興時）

仮置場を閉鎖するにあたって、管理・運営時の土壌汚染等の防止措置の状況（舗装の割れ、シートの破れ等）や目視等による汚染状況の確認を行うとともに、土壌分析など必要な措置を講じます。

6. 環境対策、モニタリング

建物の解体現場、災害廃棄物等の仮置場、仮設焼却炉など災害廃棄物処理の現場においては、周辺的生活環境への影響や労働災害の防止の観点から、環境対策やモニタリングが必要となります。

環境対策は、大気質、臭気、騒音・振動、土壌、水質などへの影響を低減する措置を講じます。主な対策は表 3-21 のとおりです。

環境モニタリングは、災害廃棄物等の処理に伴う環境への影響を把握するとともに、環境対策の効果を検証するために実施します。

なお、現場の実態に則してモニタリングの必要性や調査項目、頻度を検討します。

表 3-21 環境対策・モニタリングにおける留意点

影響項目	環境影響	対策例	留意点
大気質	- 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 - 石綿含有廃棄物(建材等)の保管、処理による飛散 - 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生	- 定期的な散水の実施 - 保管、選別、処理装置への屋根の設置 - 周囲への飛散防止ネットの設置 - フレコンバッグへの保管 - 搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 - 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 - 収集時分別や目視による石綿分別の徹底 - 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 - 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制	- 破砕機など粉じん発生施設の位置、住居や病院など環境保全対象、主風向等に配慮すること。 - 環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、モニタリング地点を複数点設定する。
臭気	災害廃棄物からの悪臭	- 腐敗性廃棄物の優先的な処理 - 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等	- 腐敗性廃棄物がある場合はその位置、住居や病院など環境保全対象、主風向等に配慮すること。 - 環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、モニタリング地点を複数点設定する。
騒音・振動	- 撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 - 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	- 低騒音・低振動の機械、重機の使用 - 処理装置の周囲等に防音シートを設置	騒音や振動の大きな破砕機など「特定施設」の位置を踏まえたモニタリングを行う。
土壌	災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	- 敷地内に遮水シートを敷設 - P C B等の有害廃棄物の分別保管	利用前に汚染の状況を調査する。
水質	災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	- 敷地内に遮水シートを敷設 - 敷地内で発生する排水、雨水の処理 - 水たまりを埋めて腐敗防止	土壌汚染の恐れのある災害廃棄物等が仮置きされていた箇所を調査する。

参考：災害廃棄物対策指針

7. 仮設焼却炉等

本計画では、3年以内（実質的な処理期間は約2年）に災害廃棄物等の処理を終えることを目標としており、これを実現するためには、既存施設の処理能力を補完する焼却炉、破碎・選別機等中間処理施設が必要な場合があります。

仮設施設の必要規模・基数等の推計においては、発災後、既存施設の機能が低下すること、通常のごみ処理も平常どおり実施しなければならないことを考慮する必要があります。

発災後、災害廃棄物等の発生量を把握し、仮設焼却炉等の必要性及び必要な規模・基数を算定するとともに、仮設場所を選定します。

設置場所の決定後、速やかに環境影響評価、都市計画決定（都市計画区域の場合）、工事発注作業、設置工事等を進めます。

災害が甚大な場合、本町単独で仮設焼却炉等を設置することが困難となる場合があるため、近隣市町と広域化での処理や、県への事務委託を検討します。

1) 設置が必要となる主な中間処理施設

巨大地震が発生した場合、多量の災害廃棄物等を処理する必要があります。

災害廃棄物等を処理するために仮設の中間処理施設を設置する必要があります。中間処理施設には、可燃物を処理する焼却炉、木くずを処理する木くず破碎機やバイオマス発電設備、がれきを処理するがれき破碎機、金属などの資源物を選別する選別機等があり、またこれらの作業を補助する建設重機があります。

2) 仮設焼却炉等の規模

仮設焼却炉等の規模を、表 3-22 の災害廃棄物の品目別発生量より処理対象量を算出し、表 3-23 のようにそれぞれの施設の処理能力を算出しました。

既存の焼却炉や計画中的リサイクルセンターの処理規模（余力）を踏まえながら規模を設定する必要があります。

なお、災害が広域に発生した場合は、近隣市町も被災している場合があります。その場合は、県と協議のうえ広域処理体制で処理する必要があります。

従いまして、災害廃棄物の発生量について改めて算定する必要があります。

表 3-22 災害廃棄物の品目別発生量（再掲）

レベル1		混合割合	発生量（t）	レベル2		混合割合	発生量（t）
災害廃棄物	可燃物	18%	32,040	災害廃棄物	可燃物	18%	44,280
	不燃物	18%	32,040		不燃物	18%	44,280
	コンクリートがら	52%	92,560		コンクリートがら	52%	127,920
	金属	6.6%	11,748		金属	6.6%	16,236
	柱角材	5.4%	9,612		柱角材	5.4%	13,284
合計		100%	178,000	合計		100%	246,000
粗大ごみ （一時的に排出）			2,678	粗大ごみ （一時的に排出）			3,337

表 3-23 処理対象物ごとの処理施設の必要能力（レベル1）

施設	処理対象物	発生量 (t)	年間処理量 (t/年)	日処理量 (t/日)
焼却施設	可燃物	32,040	16,020	53
木くず破砕施設	柱角材	9,612	4,806	16
コンクリートがら破砕施設	コンクリートがら	92,560	46,280	154
不燃物選別施設	不燃物・粗大ごみ	34,718	17,359	58

備考：年間処理日数を 300 日とする

表 3-24 処理対象物ごとの処理施設の必要能力（レベル2）

施設	処理対象物	発生量 (t)	年間処理量 (t/年)	日処理量 (t/日)
焼却施設	可燃物	44,280	22,140	74
木くず破砕施設	柱角材	13,284	6,642	22
コンクリートがら破砕施設	コンクリートがら	127,920	63,960	213
不燃物選別施設	不燃物・粗大ごみ	47,617	23,809	79

備考：年間処理日数を 300 日とする

3) 設置の手続きの概要

仮設焼却炉等の設置手続きを図 3-5 に示します。

なお、都市計画決定、環境影響評価等の手続きを出来る限り簡略化し速やかに稼働できるよう関係部署と協議します。

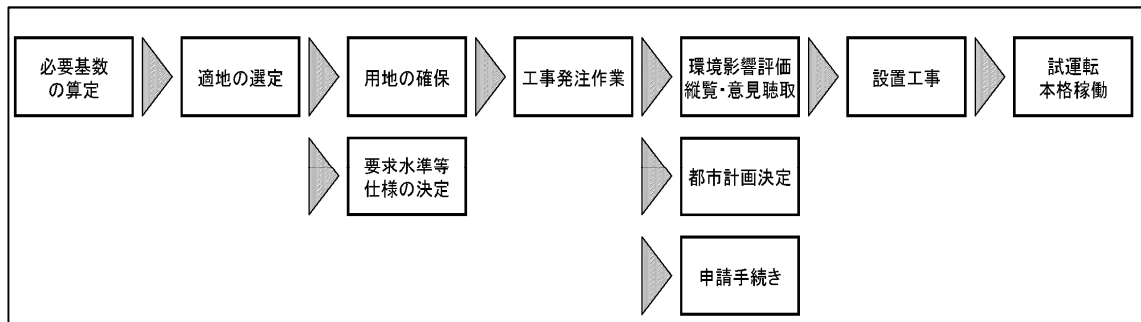


図 3-5 仮設焼却炉等の設置までの手続き

出典：災害廃棄物対策指針

4) 仮設焼却炉等の設置（応急対応時）

発災後、災害廃棄物等の発生量を把握するとともに、現状の施設での処理能力をオーバーする場合は、仮設焼却炉等の設置を検討します。

5) 管理運営（応急対応時）

災害廃棄物等の処理が円滑に進むよう適切な管理運営に努めることはもとより、余震に備えた安全対策、関係法令を遵守した公害対策を徹底します。

6) 仮設焼却炉等の撤去（復旧・復興時）

仮置場の災害廃棄物等の処理の進捗状況を把握したうえで、仮設焼却炉の撤去計画を検討します。なお、使用が終わった仮設焼却炉の解体・撤去にあたっては、ダイオキシン類や有害物質等に汚染されている場合があるので、関係法令を順守し、労働基準監督署など関係者と十分に協議した上で解体・撤去方法を検討します。

8. 損壊家屋等の解体・撤去

発災時、本町では、通行上支障がある災害廃棄物を撤去するとともに、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体します。なお、損壊家屋等に石綿が含有しているかどうかを以下の手順に則りあらかじめ確認する必要があります。

1) 石綿含有建材使用の有無の確認方法

以下の手順で、損壊家屋等に石綿含有建材の使用の有無を確認します。

①損壊家屋等の建築年の確認

建築時期により石綿使用の有無を推定することができます。ただし、これはあくまでも目安であるため、②以降の方法も併用する必要があります。

表 3-25 石綿材料の使用された時期

種類	石綿含有率等	時期
吹 付 け 石 綿	吸音・断熱用 石綿 約 70%含	概ね昭和 30 年～昭和 50 年
吹 付 け 石 綿	耐火被覆用 石綿 約 60%含	概ね昭和 40 年～昭和 50 年
石 綿 含 有 吹 付 け ロ ッ ク ウ ー ル	吸音・断熱用 石綿 5～30%含	概ね昭和 45 年～昭和 50 年
石 綿 含 有 吹 付 け ロ ッ ク ウ ー ル	吸音・断熱用 石綿 1～5%含 乾式工法	概ね昭和 50 年～昭和 55 年 ※それ以降も使用されている可能性あり
石 綿 含 有 吹 付 け ロ ッ ク ウ ー ル	吸音・断熱用 石綿 1～5%含 乾式工法	概ね昭和 45 年～昭和 63 年 ※それ以降も使用されている可能性あり

出典：改訂 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説

（（一財）日本建築センター 2006）

②使用されている建材の商品名の確認

倒壊家屋等の図面等で使用されている建材の商品名を確認し、メーカー等に問い合わせ石綿含有の有無を確認します。

③サンプルの分析

以上でも判明しない場合は、サンプルを採取し分析します。

2) 解体・撤去

損壊家屋、工作物については、ライフラインの早期復旧、損壊家屋の倒壊による二次被害の防止などの観点から、各段階において優先順位をつけて解体・撤去を行います。

- ①発災直後 → 通行の障害となっている損壊家屋等
- ②応急対応時 → 倒壊の危険がある損壊家屋、工作物等
- ③復旧復興時 → その他解体の必要が損壊家屋、工作物等

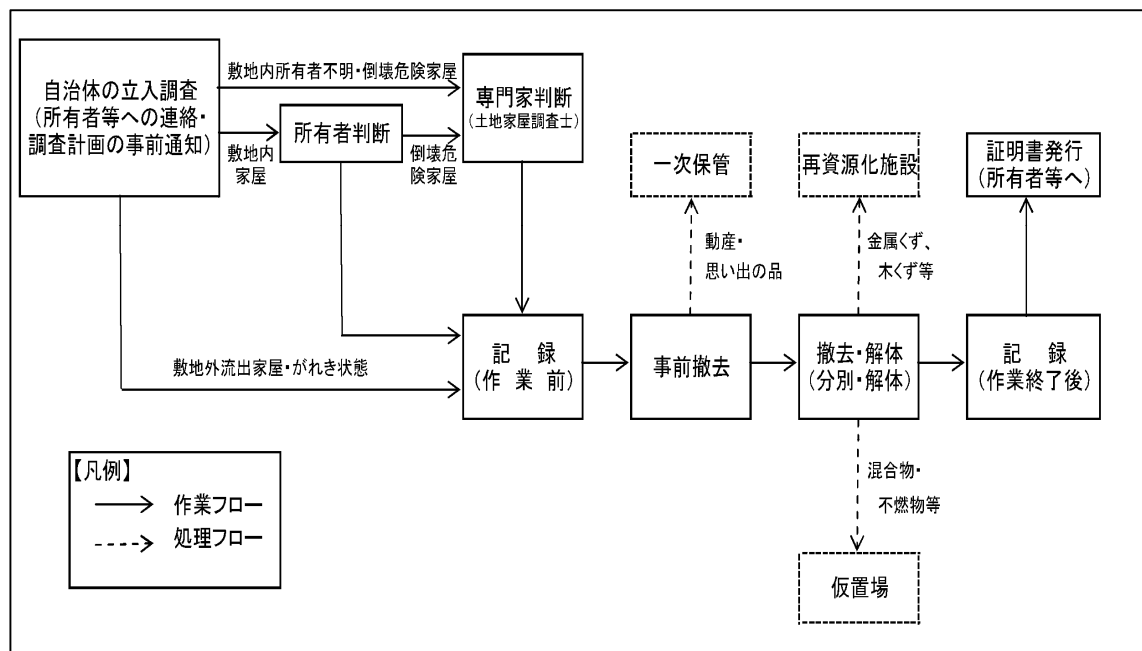


図 3-6 解体・撤去の作業・処理フロー

出典：災害廃棄物対策指針

9. 分別・処理・再資源化

1) 再資源化の流れ

災害廃棄物等の再資源化を積極的に行うことにより、最終処分量を減少させ、最終処分場の延命化を図るとともに処理期間の短縮につなげることができます。

再資源化の流れを図 3-7 に示します。

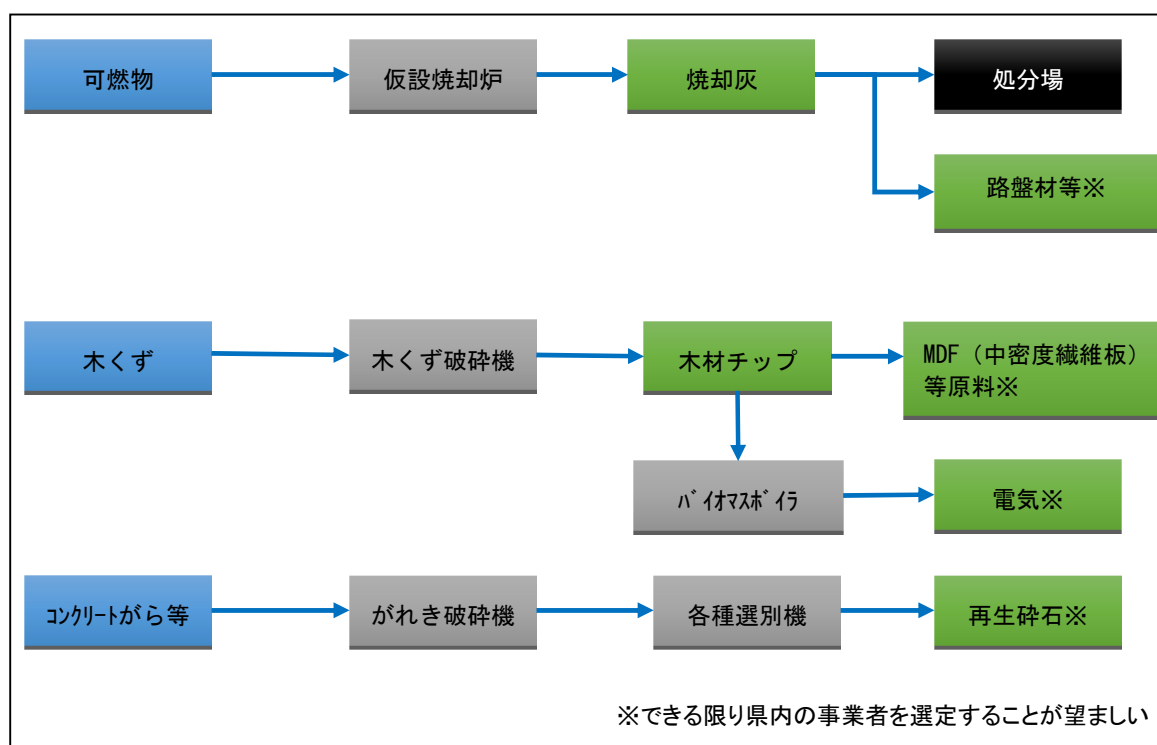


図 3-7 廃棄物の主な分別・処理・再資源化処理の流れ

2) 再生資材の利用方法、利用先

発災後、被災地では土木資材が一時的に不足することが想定されることから、可能な限り災害廃棄物を復興資材として再利用します。

災害廃棄物の再生処理及び再利用の事例は表 3-26 及び表 3-27 のとおりです。

表 3-26 再生処理の事例

災害廃棄物等の種類	主な処理工程	再生処理後の用途
コンクリートがら	破碎した後、選別・分級	・再生碎石(RC40 等)  出典：国土交通省
柱角材、木くず	破碎しチップ化	・バイオマスボイラ燃料 ・MDF（中密度繊維板）等原料
可燃物	焼却後、熔融炉において焼却灰を熔融しスラグ化し舗装材、コンクリート製品の骨材等を製造。	・舗装材、骨材  出典：経済産業省
	焼却後、焼却灰に硬化剤やセメントを混練し固化させ、路盤材を製造。	・路盤材  出典：国土交通省
	焼却	・焼却灰（セメント原料）
不燃物	破碎・分級	・土砂 ・セメント原料

災害廃棄物等の種類	主な処理工程	再生処理後の用途
汚泥	汚泥にセメント等の固化剤を混入した後造粒固化	・ 土木資材  出典：国土交通省
金属くず	選別	・ 金属原料
廃タイヤ	破砕しチップ化	・ ボイラー燃料 ・ 再生ゴム原料 ・ セメント原料
廃プラスチック	破砕、圧縮梱包	・ プラスチック原料 ・ ボイラー燃料
紙類	選別、圧縮梱包	・ 製紙原料
畳	破砕	・ ボイラー燃料

表 3-27 東日本大震災等での再利用例

災害廃棄物等の種類	活用事例
コンクリートがら	道路の路盤材として利用  出典：国土交通省
	大型土のう製造  出典：岩手県災害廃棄物処理詳細計画 第二次（平成 25 年度）改訂版

3) 再生資材の製造（応急対応時）

発災後、災害廃棄物等の発生量や性状を把握するとともに、再生利用について検討し、あわせて仮置場への分別排出、保管方法等についても検討します。

4) 再生資材の利用（復旧・復興時）

復旧事業等において、再生資材の活用が望まれることから、再生資材の品質等に留意して処理します。また、再生利用にあたっては再生資材の種類ごとの性状や特徴等を十分に把握したうえで利用先を選定します。

10. 最終処分

本町から発生する廃棄物は、御殿場市・小山町広域行政組合の中間処理施設で処理し、本町の最終処分場にて処分しています。発災時には、災害廃棄物の種類や処理状況を勘案し優先的に本町の処分場に処分することとします。

表 3-28 最終処分場の概要

項	目	内 容
名	称	小山町一般廃棄物生土最終処分場
所	在 地	静岡県駿東郡小山町生土 602 番地外 9 筆
埋	立 地 面 積	3,773 m ²
竣	工	平成 12 年 4 月
全	体 容 積	21,544 m ³

11. 広域的な処理・処分

災害廃棄物の発生量が甚大な場合、広域的な処理・処分の必要が生じる場合に備え、あらかじめ事務手続き等について検討・準備する必要があります。

そのためにも、静岡県をはじめとして、御殿場市、御殿場市・小山町広域行政組合との連携により、多量の災害廃棄物を迅速に処理する体制の構築を検討する必要があります。

なお、他都県等への応援要請が必要な場合には、県が主体となり近隣都県との調整を行うこととなるので、県との連絡体制を整備する必要があります。

12. 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

有害廃棄物は、地震等災害により流出し、適切な回収及び処理が実施されない場合、生活環境や人体に長期的な影響を及ぼすとともに、復興復旧の障害になるおそれがあります。主な有害廃棄物の取扱いについては、表 3-29 のとおりです。

平常時において、PCB廃棄物届出制度、PTR（化学物質排出移動量届出制

度)などにより有害物質の保管状況等を把握するとともに、専門の処理業者へ協力を要請し、業者による引き取りのルールなどを確認しておき、発災後速やかに回収・処理ができる環境を整えます。

発災後は、有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、事前に把握した情報等を活用して優先的に回収し、処分を進めるとともに、町民からの発見通報・持込み等相談に対処する窓口を設置します。

1) 有害廃棄物の取扱い（応急対応時）

有害廃棄物を被災現場から撤去等できない場合は、その場で飛散防止や流出防止を図るとともに、有害廃棄物についての情報を関係者で共有します。

また、建築物に使用されているアスベストについては、解体、保管、運搬、処分の過程において問題が生じる可能性があるため、飛散防止対策についてあらかじめ定めておく必要があります。

収集ルートが機能している場合は、販売店等に回収を依頼し、速やかに処理を行い、機能していない場合は、仮置場で一時保管します。

なお、有害物質（特にアスベスト）が他の災害廃棄物に混入すると、適正処理に支障をきたすことから有害物質取扱い事業所を所管する関係機関とも連携し、適正な処理が行える体制を整備するとともに、一時保管を行う際は、環境への影響がないように舗装された場所に区別して保管し、風雨にさらされないよう配慮します。さらにP R T Rの対象化学物質についても、あらかじめ保管場所を把握する必要があります。

表 3-29 主な有害廃棄物の取扱い

区分	品目	収集方法	処理方法	保管方法
有害性物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品ではないもの）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	中和、焼却	ドラム缶、一斗缶
	塗料、ペンキ		焼却	
	廃電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	破碎、選別、リサイクル	専用容器
		ボタン電池		
		カーバッテリー	破碎、選別、リサイクル（金属回収）	ー
	廃蛍光灯	回収（リサイクル）を行っている事業者へ	破碎、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）	ドラム缶等の密閉容器
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル	ペール缶
	有機溶剤（シンナー等）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却	
	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル	コンテナ
	カセットボンベ・スプレー缶	使い切ってから排出する場合は、穴をあけて燃えないごみとして排出	破碎	
	消火器	購入店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	破碎、選別、リサイクル	
感染性廃棄物（家庭）	使用済み注射器針、使い捨て注射器等	地域によって自治体で有害ごみとして収集 指定医療機関での回収（使用済み注射器針回収薬局等）	焼却・溶融、埋立	専用容器

備考：災害廃棄物対策指針に基づき作成

表 3-30 PRTRの対象化学物質

項目	種類
揮発性炭化水素	ベンゼン、トルエン、キシレン等
有機塩素系化合物	トリクロロエチレン等
農薬	臭化メチル、フェニトロチオン、クロルピリホス等
金属化合物	鉛及びその化合物、有機スズ化合物等
オゾン層破壊物質	CFC、HCFC等
その他	石綿等

出典：経済産業省 PRTR 制度 対象化学物質

<参考>

PCB 廃棄物届出制度

PCB 廃棄物を保管している事業者の皆様へ（静岡県通知 平成 26 年 12 月 10 日更新）

PCB 電気機器を保管中・使用中の皆様へ

平成 13 年 7 月 15 日に PCB 特別措置法（正式名 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）が施行されました。

この法律の施行により、現在 PCB 廃棄物を保管中の事業者には以下の義務が課せられました。

1. 保管及び処分状況の届出

静岡県内で PCB 廃棄物を保管している事業者は、毎年度 6 月 30 日まで（平成 13 年度については、8 月 31 日まで）に、その PCB 廃棄物の保管及び処分の状況に関して静岡県知事に届かなければなりません。

2. 期間内の処分

事業者は、平成 39 年 3 月 31 日までに、PCB 廃棄物を適正に処理しなければなりません。

（平成 24 年 12 月 12 日の PCB 特別措置法施行令改正により、処理期限が延長されました。）

静岡県では、平成 18 年に策定した「静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、PCB 廃棄物の適正かつ迅速な処理を目指していますので、事業者の皆様には、PCB 廃棄物の早期処理に御協力願います。

3. 譲渡し・譲受けの禁止

何人も、PCB 廃棄物を他人に譲渡したり、又は他人から譲受けたりしてはいけません。

（これらの 1～3 の義務に違反した場合は、罰則の対象になります）

<参考>

PRTR 制度

PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）の推進（静岡県通知 平成 24 年 4 月 14 日更新）

1. PRTR 制度の概要

平成 11 年 7 月に公布され、平成 12 年 3 月 30 日に施行された「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」（略称：化管法）に基づき PRTR 制度が導入されました。

2. PRTR 制度とは

PRTR 制度（Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出移動量届出制度）とは有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計・公表する仕組みです。対象としてリストアップされた化学物質を製造・使用している事業者は、環境中に排出した量と廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、都道府県等を経由し国に年 1 回届け出ます。国は、そのデータを整理・集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2 つのデータを併せて公表します。

PRTR 制度によって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになるので、行政・企業・町民等との間でリスクコミュニケーションが円滑に図られることが期待されています。

国は、毎年、前年度の PRTR データを公表しています。

3. PRTR 制度の対象事業者について

業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量で一定の要件に合致する事業所が、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量について届出をしなければなりません。

4. 制度の仕組みについて

届出対象事業者は、事業所毎に、第一種指定化学物質に指定された化学物質（取扱量等で該当するもののみ）の環境への排出量、廃棄物としての移動量を把握します。

事業所毎に前年度の 1 年間（前年 4 月～当年 3 月）における第一種指定化学物質の排出量・廃棄物としての移動量を集計し所定の届出書により、当該年度の 6 月 30 日までに静岡県庁大気水質保全課に提出します。

県は届出書を国に進達します。

2) 適正処理困難廃棄物

①家電

家電リサイクル法対象品目については、家電リサイクル券を作成し、指定引取場所に搬入するなどの手続きが必要です。

発災時、浸水により使用不能になったテレビ、冷蔵庫等が大量に仮置場に持ち込まれることが考えられ、家電リサイクル券の作成等に多大な時間を要する可能性があるため、型番が確認できるように仮置きすることや、ボランティアの協力を得て効率的に家電リサイクル券の作成を進めるなどの対策を検討します。

<参考>

家電リサイクル法対象品目

平成23年3月23日事務連絡「被災した家電リサイクル法対象品目の処理について（追加）」

被災した家電リサイクル法対象品目の処理について

被災した家電リサイクル法対象品目の処理方法は、以下のとおり。

1. 被災地ではがれき等の迅速な処理が最優先であることから、被災した家電リサイクル法対象品目については、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理することもやむを得ない。
2. 他のがれき等と混在していない場合など分別が可能な場合は以下の手順で実施。

第1ステップ：自治体が、分けられる範囲で分別・保管

○自治体が、収集した災害廃棄物の中から、可能な範囲で、家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫）を分別

第2ステップ：自治体が、リサイクルが見込めるかを判断

○破損・腐食の程度等を勘案し、リサイクル可能（有用な資源の回収が見込める）か否かを、自治体が判断

○判断が困難な場合は、家電メーカーが支援

※支援受付窓口：（財）家電製品協会 環境部 03-6741-5604

第3ステップ：自治体が、指定引取場所に搬入又は処理

→リサイクルが見込める場合

家電リサイクル法に基づく指定引取場所に搬入後、家電メーカーがリサイクルを実施

→リサイクルが見込めない場合

災害廃棄物として、他の廃棄物と一括で処理

注意点

○家電リサイクル法対象品目を災害廃棄物から分別することは、家電リサイクル法上は、義務ではない。

○一方、家電リサイクル法対象品目の処理に際しては、廃棄物処理法に基づいて一定のリサイクルを実施する義務あり。

○ただし、過去の震災（例：新潟県中越沖地震）においては、リサイクルが見込めない場合には、災害廃棄物として一括して処理するのが通例。

○市町村が家電メーカーに引き渡した場合に発生するリサイクルの費用（リサイクル料金を含む）及び災害廃棄物の処理費用は、市町村負担であるが、国庫補助の対象となる。

②自動車

被災自動車は、自動車リサイクル法に基づき、所有者が引取業者へ引き渡すことが原則であり、被災自動車の状況を確認し、所有者に引き取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は引取業者に引き渡します。

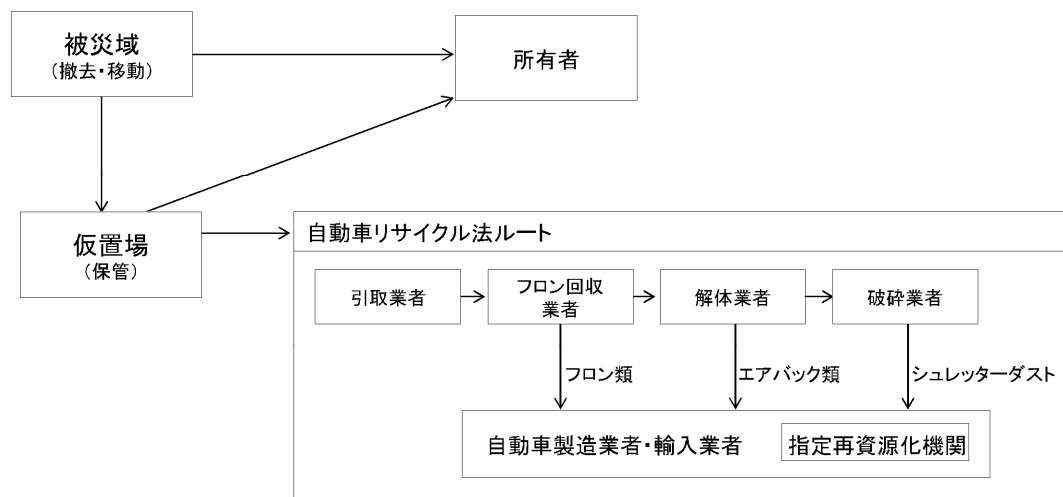


図 2-21 被災自動車の処理フロー

出典：災害廃棄物対策指針

表 2-32 被災自動車の状況による引渡し先

外形上からの見た 自走可能か否かの判断	所有者照会	所有者の引 取意思	引渡し先	
			所有者	仮置場
可能	判明	有	○	
可能	判明	無		○
不能	判明	有	○	
不能	判明	無		○
不能	不明	—		○

出典：災害廃棄物対策指針

3) 有害廃棄物や適正処理困難廃棄物の処理（復旧・復興時）

有害物質の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、有害性物質を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管または早期の処分を行います。人命救助、被災者の健康確保の際には特に注意を要します。

また、混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施など、労働環境安全対策を徹底します。

なお、放射性物質を含んだ廃棄物の取扱いについては、国の指針に従い処理を行います。

13. 思い出の品等

貴重品・有価物や、写真、位牌、賞状など所有者にとって価値のある思い出の品については、被災者の経済的、精神的な復興に繋がるものであるため、取扱いに注意します。

1) 貴重品・有価物

所有者等が不明の貴重品・有価物（財布、通帳、印鑑、貴金属等）を災害廃棄物の処理過程で発見した場合は、発見日時、発見場所、発見者を明らかにしたうえで、本町の職員が警察署に届け出ます。

銃刀類が発見された場合は、速やかに警察に連絡し引き取りを依頼します。

2) 思い出の品

所有者にとって価値が認められる思い出の品については、災害廃棄物が搬入された地域を可能な範囲で特定できるようにして集約します。本町において閲覧、引き渡しのルールを作成するとともに、復旧・復興が一定程度進むまでは、本町が保管し、所有者に返還できるよう広報します。思い出の品の取り扱いを表 3-31 のとおりとします。

表 3-31 思い出の品の取扱い

品目	写真、位牌、賞状、アルバム、手帳等
持主の確認方法	公共施設で保管・閲覧し、申告により確認する方法
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合はその都度回収する。 または町民・ボランティアの持込みによって回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は洗浄して保管
運営方法	地元雇用やボランティアの協力等
返却方法	基本は面会引き渡しとする。 本人確認ができる場合は郵送引き渡しも可。

1 4. 災害廃棄物処理実行計画の作成、見直し

発災後、環境省で作成する「災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」及び「本計画」に基づき、地域の実情や被災状況を反映した「災害廃棄物処理実行計画」を作成します。

作成後は、災害廃棄物処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。

- ・ 災害廃棄物実行計画に定める事項
- ・ 災害廃棄物の発生量の見込み
- ・ 災害廃棄物の処理、処分方法
- ・ 災害廃棄物処理に要する期間の見込み
- ・ 災害廃棄物処理の月別進行計画
- ・ その他、必要な事項

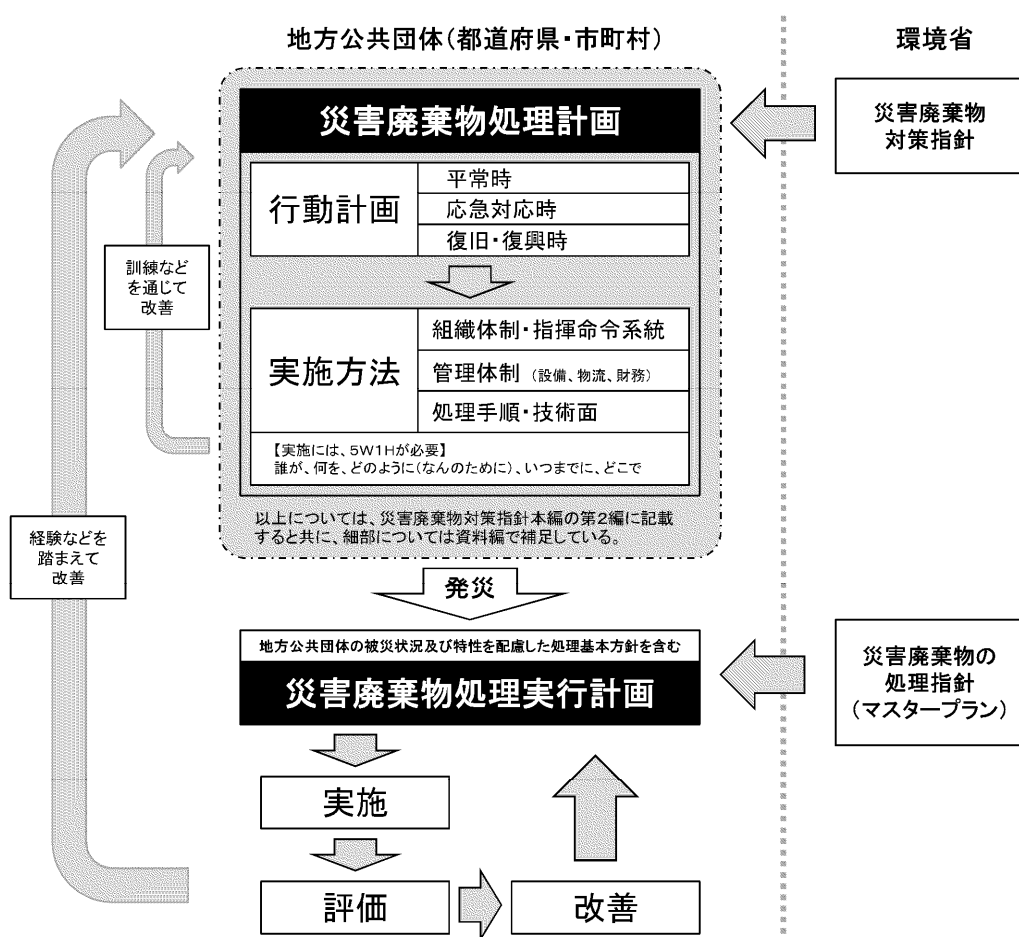


図 3-8 災害廃棄物処理実行計画の作成手順

出典：災害廃棄物対策指針

1. 各種相談窓口の設置等

被災者からの廃棄物（災害廃棄物、生活ごみ）処理に関する相談・問い合わせに対応するため、発災後の受付体制及び情報の管理方法を整備する必要があります。相談・問い合わせ先の一覧は、表 3-32 のとおりです。

表 3-32 各種問合せ先

問合せ内容	窓口	連絡先
ごみの分別	くらし安全課	0550-76-1111（代）
損壊家屋の撤去		
ごみの搬入		
避難所のし尿のくみ取り		

2. 町民等への啓発・広報

1) 平時からの啓発活動

発災時の混乱の抑制、膨大な災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に向け、平常時より、町民、事業者及び関係事業者との連携を図るとともに下記の必要な事項について、啓発活動を行います。

【啓発内容】

- ・発災後の生活ごみ及び災害廃棄物の分別及び排出方法
- ・災害により被災した家屋の解体に伴う廃棄物の処理方法

2) 広報体制の整備

大規模な震災が発生した場合、災害対策本部を設置すると同時に、特別収集・処理体制を実施する庁内の体制を整え、災害廃棄物等の処理にあたります。

特別収集・処理体制が整い次第、「小山町地域防災計画」にある広報計画に沿って、迅速な情報の提供を行います。また、膨大な災害廃棄物の処理においては、長期に渡ることから、災害対策本部解散後もくらし安全課にて継続的に情報の提供を行います。

【広報手段】

- ・防災行政無線による広報
- ・広報車による広報
- ・広報紙、チラシ、パンフレット等による広報
- ・ホームページによる広報
- ・避難所への職員派遣
- ・自主防災組織を通じた連絡
- ・テレビ、ラジオ、コミュニティ FM ラジオ等報道機関を通じた広報

3) 広報する内容

発災後、廃棄物の収集運搬及び処理関連で広報すべき内容について、下記に示します。

また、災害に伴う廃棄物は、多岐に渡り、収集方法や分別方法も平常時と異なることが多いため、廃棄物の迅速な収集運搬、適正処理及び資源化に向け、可能な限り広報及び啓発活動を行います。

表 3-33 広報の内容

区分	内容
生活ごみの処理に関する事	・収集ルート及び日程、収集期間 ・町民が持込みできる集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載） ・仮置場の場所及び設置状況
し尿処理に関する事	・仮設トイレの維持管理方法 ・収集ルート及び日程、収集期間 ・し尿処理の現状及び復旧の見通し
災害廃棄物に関する事	・収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等） ・便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止 ・町民が持込みできる集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載） ・仮置場の場所及び設置状況
その他	・ボランティア支援依頼窓口 ・倒壊家屋等への対応について ・本町への問合せ窓口

	発災後から仮置場設置まで（概ね一ヶ月）に必要な業務	発災 概ね一カ月後	発災前に準備しておくべき業務
広報・調整	発災 地権者との調整 近隣住民との調整 災害対策本部との調整 住民広報 ・開設時期 ・場所 ・搬入、分別方法 周辺市町への支援要請 民間業者への支援要請	事前の住民広報 ・マニュアルの作成 ・仮置場候補地、レイアウト ・広報文雛形	すぐに対応可能 収運業者との情報交換 関係各課との情報交換 時間を要す
人員・資機材の確保	土地の確保 人員の確保 ・職員 ・ボランティア 資機材の確保 ・収集車両、重機、看板、電力、水、防塵ネット	関係者リスト・連絡網の作成 ・収運業者、処理業者、重機保有 資機材の確保 ・看板、電力、水、燃料、食料、薬剤 組織体制の整備、配置計画 ボランティア募集方法	施設の耐震化 人材育成、訓練
情報収集・分析	仮置場候補地に関する情報 ・使用可否 ・ルート 避難所の設置状況 処理施設の被災状況	廃棄物排出量・組成状況 収集・分別方法の決定 ・生活系、災害	仮置場候補地の選定・確保 過去処理例の確認 民間業者の処理能力の確認 地区家屋数の確認 想定レイアウト、ルートの確認
予算・契約	補助金手続 業者の選定・契約 財政当局との調整	補助金事務の確認 処理費用の想定 財政部局との事前調整、予備費の確保	関係団体との協定締結 ・収運業者、処理業者、リサイクル業者、土地所有者、他市町
その他	土壌調査 実行計画の策定	処理計画、施設BCPの策定 マニュアルの整備 ・初動体制、発生量推計、仮置場運営	



小山町災害廃棄物処理計画

平成29年3月

発行・編集 暮らし安全課暮らし安全班
〒410-1395 静岡県駿東郡小山町藤曲 57-2
電話 0550-76-1111（代表）